

第七十二回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和四十八年二月二十日(火曜日)

午後一時十二分開会

出席者は左のとおり。

理事

委員

嶋崎 均君

土屋 義彦君

野々山 一三君

多田 省吾君

栗林 卓司君

青木 一男君

伊藤 五郎君

河本嘉久蔵君

柴田 栄君

中西 一郎君

西田 信一君

松垣徳太郎君

船田 謙君

山崎 五郎君

川村 清一君

田中寿美子君

竹田 四郎君

成瀬 暢治君

鈴木 一弘君

渡辺 武君

野末 和彦君

松本 十郎君

山本敏三郎君

杉本 金馬君

説明員

大蔵省主税局税制第一課長

農林省農蚕園芸局審議官

食糧庁総務部長

食糧庁業務部需給課長

伊豫田敏雄君

有松 晃君

森 整治君

虎谷 秀夫君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

〔理事土屋義彦君委員長席に着く〕

○理事(土屋義彦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員長から、本日の委員会に出席できない旨連絡がありましたので、委員長の委託を受けまして、私が委員長の職務を行ないます。

理事の辞任についておはかりいたします。

戸田菊雄君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(土屋義彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に野々山一三君を指名いたします。

○理事(土屋義彦君) 次に、昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

まず、衆議院大蔵委員長代理理事松本十郎君から趣旨説明を聴取いたします。松本十郎君。

○衆議院議員(松本十郎君) ただいま議題となりました昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、去る二月十三日衆議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。

御承知のとおり、政府は、昭和四十七年度におきまして米の生産調整奨励のために、稲作の転換または休耕を行なう者に対して、補助金または特別交付金を交付することとしたしておりますが、本案は、これらの補助金等にかかる所得税及び法人税について、その負担の軽減をはかるため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金等のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めることとしております。

したがって、個人の場合は、その所得の計算にあたり、四十万円までの特別控除が認められ、これをこえる部分の金額につきましても、その半額が課税対象から除かれることとなります。

また、法人の場合には、取得した固定資産の帳簿価額から、その取得に充てた補助金等の額を減額することにより、その減額分が損金と認められ、補助金等を受けたことに伴い直ちに課税関係が発生しないこととなるのであります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和四十七年度において約五億円と見積られるのであります。衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提案を決定するに際しまして、政府の意見を求めましたところ、山本大蔵政務次官より米の生産調整対策の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が、この法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞすみやかに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

○理事(土屋義彦君) それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○野々山一三君 提案者のほうに伺いたいんですが、けれども、昔話みたいですが、この法律案は基本的に毎年毎年やりますね、その趣旨は一体どういうことか。

それから関連して政務次官に伺いたいんですが、けれども、この法律ができた当時の状況と今日の経済事情、米の事情、そういうものは相当に変化しているというふうに考えられる向きがきわめて顕著だと私は思います。確かにまあ一言にいえば、減税するとういんですから、減税ならいいじゃないかという感じは直ちに否定はできないものの、根本的な条件の変化というものがから見まして、政府は一体どうしてこれをみずから出さないので、つまり繰り返すようですが、状況の変化をどう見るか。

それから各党提案というかつこう、議員立法の
かつこうになつておりますね。なぜ、行政当局と
してそれを提案するという考えにならないのか。
それから先ほど提案説明の中にありました「米
の生産調整対策の必要性にかえりみ、あえて反対
しない」——「あえて反対しない」というのは一
体どういうことなのか、その真意を根本的に伺い
たい。

○政府委員(山本敏三郎君) お答え申し上げま
す。

生産調整を始めたときから今日まで、根本的な
状況の変化があるではないか、なぜ政府はみずか
ら提出しないか、こういうお話でございますけれ
ども、実は生産調整をいたしません畑作農家等
につきましては、農業所得として課税をいたして
るわけでありまして、生産調整の農家に限つ
て、実は一時所得としてみなすということになる
わけでありまして、そのバランス上からも政府
側で提案するというのは必ずしも芳しくないの
ではないか、こういう点を考えまして、しかし、一
面、米の生産調整対策上、緊急必要性があるとい
うことにかんがみて、議員立法の御提案に對して
あえて反対はいたしません。こういう趣旨でござ
います。

○衆議院議員(松本十郎君) 毎年、この法律案を
提案します理由は、毎年この減税額が出てまいり
ますので年々出すということにしております。

○野々山一三君 最初に、政務次官は、バランス
上反対する必要はないし、またこの法律が必要
だ、こういうわけですね、おっしゃる趣旨は。

○政府委員(山本敏三郎君) はい。

○野々山一三君 そのバランスとは一体どうい
うことですか、数字を示してください。右左合わ
なければバランスは合わない、バランスというこ
とはよく通用しない。そういう抽象的なことばで
はどうもよくわからないので、そこをところをひ
とつ。

それから第二に、その緊急性とおっしゃるん
ですけれども、こんなことは、どれくらい緊急性

があるんでありましようか。この緊急性というこ
とは必ずしもこういふときに使われるんですけれ
ども、一体これはもう——私も昔大蔵にありまし
て、毎年毎年毎年と先ほど申し上げたけれど
も、毎年毎年毎年緊急性があるという、月から
何か落ちてきたみたいないそんな話は一切行政的観
点から見ても不適当であり、不能力ということばに
なるんじゃないでしょうか。もしあなたが答える
のができなかつたら大臣にひとつかわつて来ても
らうていいですよ。

それからついでですけれどももう一つ申し上げま
すけれども、毎年毎年という話で、この減税措置
の状況が変わるから毎年毎年だと、こうおっしゃ
る。そんならばなぜ、政府与党のあなたは人です
し、衆議院の大蔵委員会として、この毎年毎年
というものに対する洞察力というのは、一体どう
いうことなのかと疑いたくなるんですけれども、
そういう抽象的なことばで私はどうも毎年毎年
毎年、こういう法律を出すというこの意味とい
うものは感じ取れないんです。もつと私は長期的
に——米というものは生産計画をやつていく立場
から見ますと本来長期的でなきゃいけない。ある
とき災害が起きたらなんとかが米が足りなくな
つた、あるいはいまは山ほど米が余つておつて休耕
対策などをおやりになる。いずれもそれは状況の
変化というものですから、それに対応する条件を
考慮して調整することはあり得ても、減税の調整
上という理屈は非常にわからない。これは私だけ
がわからないのかもしれない。もう少し詳しくし
てくつと説明してください。あえて申し上げるな
らば、長い時間ないんですから資料を追つて検討
してもけっこうです。私が申し上げた点を正式に
資料として提出を要求すると同時にお答えをいた
だきたい。

○政府委員(山本敏三郎君) 最初の御質問のバラ
ンスの問題であります、畑作の普通の農家の場
合では農業所得とみなしますし、この特別奨励金
の交付の農家の場合には一時所得とみなすわけで
ありますから、そこに所得金額、所得税の差が出

てくるわけがあります。そういう点についてバラ
ンスを失する点がありますので、政府として提案
するのはいささか問題があるのではないかと。な
お、その点については事務局からお答えをさせて
いただきます。

さらに、生産調整対策の緊急な必要性と、必要
性にかんがみて反対をいたしませんと、こういう
意味でございまして、そのようにお受け取りいた
だきたいと思ひます。

○野々山一三君 衆議院の松本理事からお答えが
ないようですから、あとでお答えがあるまで何回
でも待ちますのでひとつお答えをいただきたい。

○衆議院議員(松本十郎君) 毎年提案します理由
としましては、まあ、おっしゃるような毎年のこ
とじゃないかという御議論もありますが、衆議院
内で与野党の理事間でいろいろ議論しました結
果、こういう性質のものはまあやむなく毎年提案
せざるを得ないかなと、こういうことで衆議院で
は毎年出しているようでございます。

○野々山一三君 一時所得という理屈をあなた、
政務次官おとりになります、まあ、一時所得と
いう税体系全体の論理が、私はどうもこういう特
別な時限立法をつくらなければ捕捉できないとい
う性質だと考えるならば、税法全体の根本的な再
修正というか、検討をしなければならぬと、私
の知識ではそう考えられるのです。ですから、一
時所得ということだから時限立法だとおっしゃ
る考え方は、これは大蔵当局、事務当局でもけつ
こうですけれども、あなたのお考えはどうかほと
うに取つてくつつけた理屈、ある日こつ然と起
こつた一時所得、こういう理屈、こういうことば
で表現せざるを得ないんです。これはひとつ基本
的な問題ですから、あなたではお答えにくいな
ら、もう一回繰り返すけれども、大臣に出て来て
もらつてもいい、あるいはききょう上げるといふな
ら大臣に出て来て答えてもらわないとどうも納得
がしにくい、あらためて伺ひます。

○政府委員(山本敏三郎君) 同じ農家であるの
に、生産調整を受けない畑作農家の場合には、農
業所得として課税されるわけでありまして、こちら
の場合には、一時所得としてみなすわけでありま
すから、課税上の差額が出てくるわけでありま
す。そういう点、營々として働く同じ畑作農家と
差が出てくるということについて、政府提案でい
くのが必ずしもいいかどうかという問題がある
と思ひます。具体的には事務局からお答えをさせ
ます。

○説明員(伊藤田敏雄君) お答えいたします。
通例の場合には、この種の生産調整補助金のよ
うなものは、事業所得といたしまして、御承知の
とおり、農業所得に含まれるということになつて
おります。従来からそのように取り扱つており
ます。今回、この特例法をもちまして特に一時所
得として取り扱うという趣旨と考へております。

○野々山一三君 あなたの方の見解はわかりまし
た。

それでは、休耕問題にからんでうそのない話を
率直に申し上げる、再検討の必要性というものを
痛感するから申し上げるのです。たとえば休耕を
しては、休耕補償がありまふ。この土地を
どうして休耕させるかという問題は、生産調整と
いうことだと考へてもいいと思ひます。ところが
が、土地を言うときさわりができるかもしれぬ
が、私の町なんかものすごい休耕をやつておりま
す、三種類。一種類は町のまんなかに——町のま
ん中というか、たんぼのまんなかに家がばいできま
した。そして、たんぼが残つております。これを
全部休耕いたします。ある人間に管理を委託し
休耕ですからこれは草がはえておつていいわけ
です。はえてなければおかしいわけです。ところが
管理を委託して幾ら幾ら払います。その次に今度
はそれを埋めます、舗装はいたしません。ある会
社が反当たり、つまり三百坪当たり五十万円ど
うぞお使いください、つまり、従業員の駐車場に
するんです。そういうものが私の町にはたいへん
たくさんあるのです。これは食糧制度全体の問題
及び生産調整の問題、それから休耕補償の問題、

まして、県に委託をいたしまして、県でその実情を把握をして奨励補助金の交付をするというふうにいたしておりますので、その限りにおいて交付の対象になり得ないような土地はもちろん除外されるというふうに私どもは考えております。

○野々山一三君 大蔵はどうですか。税法上の扱いはこうなっていますとお答えになったわけですが、けれども、税法上書いてあることはそうならない

るといふことは私も承知の上、承知の上という
か、多少承知している上で聞いているのです。実
態は違ふということをし申し上げているのです。あ
なたの方のおっしゃっていることと違ふ。さて、ど
うするかという問題があるわけです。そのどうす
るかということ、行政的にどうするかという見
解を伺いたい。これは提案理由説明書にも休耕補
償などによつてとか、あるいは生産調整のために
ということが書いてある、提案者の側として、私
のま質問してはることも三つ、どうも客観的な

それから政務次官、あなた行政の、大臣のかわりにおいてになつてゐる当然の責任者ですから、いまの問題についてどういうふうにしようとお考えになるか、伺いたいです。これ以上同じことを、こでしゃべつておつたつてだめですから、もし何でしたら、正式に一べん——県にまかせてあると農林当局おっしゃるけれども、正式に一べん調べましようか。これは経費ということで、も

う少しつけ加えますが、企業側の側からいうと、経費というところでやっておるはずはないと思うと言われる。あなたに申し上げて悪いけれども、私にそんなことを土地だと言ったからはつきり言います。が、天下に、世界に名だたるトヨタの企業です。これはあなた、こんなことを言つては悪いけれども、五百万や一千万ぐらいの金は、経費で幾らでも処理つきますよ。それが一体申告上どうなっているかという角度からいったら、正確にとらえられない、かといふと、

三
わていたし、こまかしてるといってたら、言
があるかもしれないけれども、そういうものです
よ。私のうちの目の前がそういうことになってい

る。私の家の横つちよがそうになっているんです。私のうちの百五十メートル先がそうになっているんです。その直接の人たちに聞いているんです。だから、あなたが机の上で税法上の扱いを云々とおっしゃっても、これは二重取り、三重取りということばは悪いですけれども、そういうふうになっている事実をも考慮してみれば、いまおっしゃるとおりじゃだめなんだよ。こうしますというあなたの方の見解をきちんと明らかにしてもらいたい。提案者、行政当局、政務次官、農林当局、関係各省庁から統一した見解を述べてもらいたい。

○政府委員(山本敏三郎君) 四十七年度で例をとりますと、受給権者が二百七十九万人あるわけなんです。したがって、府県にその事務を委任するという形をとっているわけだと思えます。したがって、税金の場合にも、申告の場合にこれを捕捉するようにしているはずでありますけれども、いま、野々山先生おっしゃるような事態があるというところであれば、執行上、捕捉につとめるようにしたいと考えています。

○野々山一三君 休耕して、それを管理されるのは農林省当局ですね。いまおっしゃるように、よそに使う、人に貸す、そういうことをやった場合には休耕補償の対象にならない、こうおっしゃるわけですが、法律のたてまえがそうになっていることは私も承知の上です。しかし、実際にあるということは先ほど来繰り返して指摘しているわけですから、どうなさるんですか、行政的に。私に言わせると、綿密な調査をして、間違いない、そういうものについては補償の対象地ではないようにしなきゃいけないということが、法律上は別として常識論として言えるはずだと思うのですけれども、そういうお考えはないんですか。

○説明員(有松晃君) 先ほど申し上げましたことにちよつと補足をさせていただきますと、奨励金の交付対象からはずれる人は、八月一日の現在で押えまして、その年の八月一日現在に使用収益権があるという人は交付の対象になる。したがって

して、八月一日以後、それはその年に米をつくらないということが主眼でございまして、八月一日まで使用収益権があれば、それは一応交付の対象になる。それからもう一つは、農地の転用の関係では、さらに十一月三十日という時点をとりまして、それまでに転用申請がなされれば、これは補助金は出さない、こういう二段がまえの押えをしております。それで、いま御指摘のような土地がもしありますれば、その点は、私もそういうような事態のないように是正につとめてまいりたいというふうに考えております。

○野々山一三君 いまおっしゃる御答弁で、時間がありまけんからその部分は打ち切りますが、一べん正確にこういうふうな調べた結果、こうなりましてという正式な結果を示す調査資料を全国にわたって出してもらいたいと思えます。なるほど、おっしゃるようになったというなら、私は、これでこの問題は行政上の問題ですからね。もつと悪いことばで言いましようか。あなた方がそういうきれいなことばで、こうなっています、こうなっていますとだけおっしゃるために、それが悪用され、脱税行為が行なわれていること、のみならず、休耕補償というものがそれによって取得される、両方から取るということが行なわれているという点、先ほど申し上げたように、間違いないように結果を調べて、変化した状態があるかどうかを明らかにしてください。これは日本じゅうのことですよ。私の町なんかのことだけ言ってもらっても困りますよ。それははっきりしておきますから、いいですか。それをまず確認してから次にもう一つだけ質問します。

○説明員(有松晃君) ただいま全国というお話でございまして、もちろん、私もでもわかる範囲におきましてはできる限り調べたいと思えますけれども、これは先ほど申し上げましたように、具体的な事務は各県に委託をしておりますので、県からは一応これは間違いのないということでは報告が上がってきておりますので、念のためもう

一度調べるといふことはもちろんやりましたもけつこうでございしますが、もし再度いたしまして、また前回に間違いのないということでもございすれば、それは私もとしては信用せざるを得ない。したがって、これ全国調べるのもなかなか真実というの出でにくいものでございまして、もし具体的な土地でもおっしゃっていただければ、なお調べはやさしいかというふうに存じますが、できるだけ調べたいと思います。

○野々山一三君 もう一つの例を申し上げなければいけません。県にまかせているのでということばは私も信じていたんです。けれども、私どもの手近な話で申しわけないですけれども、相当大規模な土地がカドミウム汚染ということが題材になつてそれで休耕しているんです。ところが、これをたれ流しをしている企業はおおむねわかるんです。おおむねといういましめようか。なぜかといいますと、三年前までは、メッキをやっている方法がカドミウム汚染と直接関係する方法だったんです。ところが、三年前からカドミウム汚染なんかというところはかわりのない方法をとったのでということが前提にあるんです。ところが、相当大量な土地が休耕しているわけですよ。昔は米が非常にとれたところですよ。カドミウム汚染がたいへんな話題になったんです。県も調査している。けれども、あの公害防止の法律がありますね、あの法律によつて起因者が責任を負わなければならぬ。その起因者が責任を負って埋め立てするといふならまた別なんですけれども、起因者は常識的にははっきりわかっていながら県が認定しないんです。しないために歴然と休耕しているわけですよ。これは一体どういうことになっているんですか。

私に言わせれば、県がやっているのを県を信頼して、その報告を信じて、それによつて認定し補償していただきますとおっしゃるが、その県がカドミウム問題についてちよつとも認定しないんです。市長も何べんも来しました。市議会でも問題になっている。けれども、これはそういうことを言つて

おつたんじゃないかな問題解決しない、つまり、訴訟でも何でもやらなければならぬ、時間がかかる、だからこれは埋め立てすることによつてたんぼができるようにする、米ができるようになるから、国から金を出してくれ、これは五割が国、県が四割五分、市が五分ということになっているので、その休耕が三年で切れるから、そんなことを言わないで早く埋め立てしてくれということでは、税金の三重取りになるわけですよ。犯罪者はわかっておるんです。そういうものをさへも、あなたのおっしゃるように信用しないというわけじゃございませぬが、県がやっておるのというところは適正でしよるか。御感想、並びに、あなたの言つただけではだめなんだよ。行政当局出先機関があるわけですから、それを通してなぜ厳重にそれを発見しないのか、厳重にそれをとらえて御報告をしないかということになるんです。それを前提にして、あなたの答弁では足りないんです。私はまだ満足しない。そういう事実が存在するんです。埋め立てすると大体十五億かかるんです。もう計算まで全部できている。そういうことまで前提にして申し上げているんですから、さらにもう一歩突っ込んであなたの方の考え方を伺いたい。その答弁の次にもう一つぐらいいあります。

○説明員(有松晃君) ただいま御指摘のございましてカドミウムによります土壌の汚染の問題が、これは各地でも生じておりますが、こういった問題につきましては、昭和四十五年に農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、いわゆる土壌汚染防止法という法律がございまして、この法律が制定をされて、この法律に基づきまして、カドミウムに汚染されておつて、その結果人畜に被害があるというふうな土地につきましては、これも都道府県知事が土壌汚染対策地域に指定をしますと、こういうふうな手続が規定されておまして、その対策地域の中で特に米の場合は、食品衛生法で「PPM以上カドミウムが含まれておる場合には食品に

できないというふうな点もございますので、特にそういった汚染度の著しい土地については、農作物——食用に供するような農作物を栽培できないというふうな特別地区と、これはいまの土壌汚染防止対策地域の中にさらに厳重な規制をかぶせる特別地区という規定がございますが、そういった特別地区に指定をされました場合、これは法律上はつきり作付ができないということになりますので、そういった場合は生産調整の奨励補助金の交付の対象にならない、これが交付の対象にならない一つの場合がございますが、それとも一つ、そういった法的な手続がとられていなくても、企業とその土地の所有者ないし使用収益権者——いわゆる耕作者でございますが——との間でその作付をやらないということについての補償がなされておる、こういうふうな場合には、明らかにやはり奨励金と補償金との二重取りというふうな問題も生じますので、そういうような場合には奨励金は交付をしない。そういうふうな、私が申しました二つの場合には補助金の交付をしないというふうになっております。御指摘の水田につきましてはちょっと実情がわかりませんので差し控えますが、扱いはそういうふうなことでございます。

○野々山一三君 あなたのお話を何べん聞いておつたのであります。私の納得するものにはならない。あなた、実態を調査して適正を期するといふ気持ちはないんですか。つまり、一言足しますが、汚染した地域と認定されたならばという、そのことを常に使われるわけです。認定しないのが果なんです。そして、一番手つとり早い休耕地に指定するわけです。だから、汚染をほったらかし、休耕補償はもらいっぱなし——もらいっぱなしという悪いけれども、補償対象地になる。実態はカドミウムというものがいわれている。これは私も調査しました。私の町でもあるし、ということ。もう新聞なんかでもやましくいってある。やらないのはあなたの方だ。環境庁である、農林省である、こういうことがいえるわけです。なぜ、実態を調査して適正を期すると

いうことが言えないんでしょうか。それやることは間違いですか。なぜ言えないんですか。何回でも聞きますよ。

○説明員(有松晃君) 先ほど申し上げましたのは、いわゆる土壌汚染防止法におきます取り扱ひの問題でございますが、私も生産調整の補助金を取り扱つております者としてしましては、もちろん、この補助金が適正に支払われるということに常に念願しておる次第でございます。ただ、御指摘のこういった土壌汚染防止の問題につきまして、特定の土地を対象にするかどうかという問題、これはやはりその土壌汚染の事実関係に基づきまして調査も行なわれ、指定も行なわれると、こういう段取りを踏むことにならうかと思ひます。私どものほうは、そういう手続がとられました場合には、それを受けて補助金を特定の土地に出すか、出さないかということを含めていく立場でございますので、また、こういったカドミウム汚染の地域の問題をどう取り扱うかという問題は、これまた別個の配慮ではなからうかというふうにして考える次第でございます。

○野々山一三君 繰り返すようですが、これは、私の時間のなくなるのを待っているみたいな答弁をあなたはなさるけれども、カドミウム汚染と認定されれば、あなたの答弁が成り立つんです。カドミウム汚染だといわれていることは、もう調査をして、研究所でもやって、ほとんどそうだといいながら認定をしない。そこで休耕補償ということになっている。休耕地に指定し、休耕補償をもらつてゐる。認定すればあなたの答弁でいいんです。政務次官、お答えください。もうお役人さんではとても、書いたことしかおっしゃらないんです。あなたならまさにこれからどうするかという

ことをお答えになる資格のある方ですから、どうぞ。

○政府委員(山本敏三郎君) これは農林省のほうの問題で、私のほうではカドミウム汚染を認定するしないという問題には直接関係ございませんので、ちょっとお答えできかねると思うわけでござ

います。

○野々山一三君 いま、根本問題ですから、これは質問をここで打ち切るわけにはまいりません。お聞きのとおりわかりますか、私の言っていること。間違つていますか。わかりますか。わかつたら、政府として関係各省と相談して、統一見解を出していただきたい、次の機会に。いいですか、お答えをいただきます。

○政府委員(山本敏三郎君) これは私のほうの直接の担当ではございませんので、農林省のほうへ申し上げて、御期待に沿えるようにやっていたらどうしようかお願いいたします。

○野々山一三君 農林省、いまの政務次官のお答えでどうですか。見解をもう一回聞きたい。

○説明員(有松晃君) 先ほど申し上げました土壌汚染防止法の関係でございますが、こういった地域の指定等は、直接は環境庁の問題でございますので、私どもももちろん事務的には連絡をとっておりますが……。

それからも一つ補足させていただきたいと思ひますが、地域指定がなされておりますけれども、先ほど申し上げましたように、企業から補償がなされておれば、これは交付金の対象にはならない、こういう場合もございします。

○野々山一三君 あなた、ほんとうにおこりますよ。企業から補償をされておるならばと云つて、ないから言っているのですよ。ならばという架空の話をここでおっしゃっている。だから、あなたは調査をして、間違つていたらこれをチェックしなさい、処理しなさいということをお私に積極的には提案をされている。あなたは逃げてゐるんだよ。そういうのを逃げたいのじゃないですか、たいへん悪いことばだけども。

これは、いま、理事のほうから、あなたに直接言つたつてしょうがないから、統一見解を出してもらうように話していますが、あなたは根本的にものの——私のしゃべり方がおかしいかね。日本語が通じませんか、私の言うのが、いかがですか。わかつたら、私の言っていることはきわめて

単純な話ですよ、正式に答えてもらわなければだめでしょう。

○説明員(有松晃君) 御指摘のようなケースにつきましては、私どももいたしまして、なお、これは実情はよく調べないかぬ、もし御指摘のようなケースでございましたら、これは当然は正しななければいけぬというふうな考えでおります。

○政府委員(山本敏三郎君) 野々山先生の御趣旨は、土壌汚染防止法で認定すれば当然解決するものを、認定しないで休耕補償をもらつてゐるという例がある、こういうお話でございますので、環境庁や農林省と相談いたしまして、そういう点があれば善処するようにいたします。

○野々山一三君 八月に申請があつたならばというお話ですからね、たいへんゆっくりした話のように聞こえるので、これはそんなことを別に言うわけじゃありませんが、すみやかに調査をして、正式に委員会にこの結果を報告してください。よろしくございしますね。

それから、第三に言いたいのは、モチ米の問題です。これは農林当局に聞きたいのです。一般論として申し上げるのだが、普通だったらお正月のときには値が上がる、お正月が済んだら値が下がる。これは残念ながらお正月が済んでも値が上がる。これは私の調べている限りで言うと、歴然とかかえ込みがあるのです、ある商社が、ある企業が。したがって、値が上がるのを待っている。ちやうど端的に言えば、大豆の問題にもかかわり

の。私は、正直に言つて大豆の問題にもかかわりを持ちました。調べたらありました。出しなさいと言つたら、売ってくれました。これと一緒に、モチ米の問題も。これは自主流通制度ができ

てきていることとも関連を持ちまして、この税法上の免税措置をとることがかわりがあり、片方では買い占めをしてやればもうかる。それで配給米はどうなるか、食糧会計制度全体の根本的な再検討をしなければいけない。これは党でも議論しなければなりません、再検討をしなければいけ

ないのは、配給米が非常に悪い米になっている。こういう問題が実際問題として起こっているわけだ。

そこで、私は、もう時間がないから正式に申し上げたいのですけれども、いまのモチ米及びウルチ全体の保有量がどうなっているのか、それから自主流通として流れている米がどうなっているのか、配給米がどうなっているのか、どれだけの人が配給を受けているのか、それを正式に資料を出してもらいたい。

そして、モチ米の問題に戻りますが、明らかにかかえ込んでおる企業があるのです。名前をあげてもいいですが、まあきょうはやめにします。ここに笑いながら値の上がるのを待っているらしいやいます。だから上がっているのです。この数量を調査をして、いま数字がなければ調査をして資料を出してもらいたい。正式に資料要求をいたします。答弁もついでに願いたい。

○説明員(森田治君) 先生御指摘のとおり、モチ米につきましては、年末に正月のおもちを確保するという意味も込めまして、一万七千トン緊急売却をいたしました。値が上がるのを防止をしたわけでございますが、その後も、正月の需要期を過ぎまして後も、御承知の、先ほど御指摘のように、自主流通米の計画がなかなか達成できないというところで、全農のほうで、なかなか手当てで需要に応じきれないという問題が表面化してまいりました。それをどうも契機にいたしまして若干モチ米が上がり出したという事は事実でございます。その裏に何か商社等の買い占めみたいな問題があるかどうかというところにつきましては、われわれもいろいろ方法で調査をいたしておりますけれども、遺憾ながら明確に商社がそれを買入込んでやっておるということ、それはもちろん商社系といえますが、商社自身ということとはまた違います。系ということも含めまして調べはしておりますけれども、そういう明確な事実はいまのところありません。ただ、問題はやはり相場が上がるということ、価格を安定させ

るということ、それはやはりはっきり申しまして政府の輸入手当てが、タイの事情等もございまして、輸入の手当てがなくなるといふことに起因をいたしておるといふふうなわれわれも判断、反省をいたしております。したがって、いまのところ一万五千トン、近く第一船が三月中旬には入港する、それから同時に政府がなお持っている、まあ三万トン持っております、一万七千トン売りまして、残りの分につきましては緊急に、ほんとうにない、困っている実需者にいくように、緊急に売却をいたしたい。ですから、政府がいま持っているやつを売却すること、それから緊急に輸入の手配をしてタイ国以外からもモチ米を緊急に入れたたいというところで手当てをしておるわけでありまして。そういうようなことで、もうしばらくの間いろいろ関係業界に対して不当な投機にならないように注意をわれわれ自身としておるところでございます。事態はそういう実情であるということをご報告申し上げます。

○野々山一三君 これは新聞の話をして申しわけないですけれども、東北で米を買い占めて、北海道へ持って行って高い値で売った事件が刑事事件になっていまして、きのうですね。そのほかに私は証拠を持っていきます。だからいまのお答えでは私は不十分だと思います。思いますというよりは認定いたします。不十分。したがって、いま努力をしております。するとどういふお答えだけでは正しくないで納得しない。したがって、正確にどの企業とどういふことをやったか、これは商社で名前をあげないけれどもと言いましたけれども、ちゃんと持っているところあります。それらを突き合わせる段階がありますから、公式に、あとから委員長に資料の要求の問題点を整理してもらいますけれども、正式に出してくださいます。そうしなければこれは必ず買いかかえをやっている者は得をし、どんどん上がる。これは農水なりその他の機関でも問題にしなければならぬ問題ですけれども、それだけに注目をして、積極的な調査

をしてもらって、そのお答えを出してください。これはあなたの方をそく自主流通米ばかり食っていらつしやる方でしょう。ですからあまりびんこないんでしようけれども、これは皮肉じやなしに、国民はどうするかというのをよく考えて対処していただきたいということをあらためて申し上げておきます。

きょうのところは、あと問題がありますけれども、時間の都合で打ち切って、その資料の出た結果を待ってあらためて伺います。

○理事(土屋義彦君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○理事(土屋義彦君) 速記を起こして。

○説明員(有松晃君) 先ほど御指摘のございました事例につきましては、至急調査をして提出したいと思っております。

○川村清一君 農林省のほうにお尋ねいたします。昭和四十七年度における生産調整の実績をお尋ねしたいわけでありまして。

政府が割り当てた生産調整の数量、それから反別は、県によって収量が違いますから一がいに出てまいらないと思っておりますが、その数量に対する反別はどのくらいになっておるのかということ、それから、その割り当て数量を完全にこなした県もありませんし、それ以上に、オーバーした県もあります。それから、全然割り当て数量をこなせない県もあります。そういったようなものについて、これは全部でなくとも、おもったものでけつこうですから、ちょっとその傾向を報告してくれませんか。

○説明員(有松晃君) 四十七年度におきます生産調整の実績でございますが、まず、四十七年度におきましては、目標数量は二百五十万トンというふうに定めました次第でございますが、これに對しまして実績は二百三十三万トンということで、目標数量に対して一〇・八%、こういうことになっております。また、生産調整を実施いたしました

農家、したがって、補助金の交付を受けました農家の戸数は二百七十九万戸でございます。反別どのくらいか、というお話でございますが、これはあるいは、反別ではなくて農家当たりということではなからうかと思っておりますが、反別で申しますと、毎年きまつておりますが、休耕の場合は三万戸、それから転作の場合は、普通が三万五千戸、それから特別転作、あるいは永年作物の場合が四万戸ということになっておりますが、これは、一戸当たり直しました場合には、いまの二百七十九万戸で一戸当たり約六万五千円を金額を受けている、こういうことでございます。

それから次に、割り当て数量をこなした県、あるいはオーバーした県、あるいは足りない県等はどうかというところ、こういう御質問でございますが、これは、ブロック別に申しますと、北海道では二〇%余となつておりますが、都府県では一〇%をちょっと下回る、九六%。それから、なお、ブロック別には、九州は目標をかなり大幅に上回っております。それから中国、四国が目標をちょっと上回っております。そのほか、東北あるいは東海は九〇%台、それからそのほか、近畿、関東は八〇%台、北陸が七〇%台、こういうような状況になっております。

○川村清一君 反別と申し上げましたのは、この二百五十万トンを各県に割り当てると、県によって反当たりの収量が違いますから、全国平均にして、二百五十万トンだから、何万ヘクタールとかいう数字は出てこないけれども、たとえば北海道に割り当てた、そうすると、北海道は反当たり収量が幾らといえ、北海道の場合は反別はどのくらい、それから、九州とか、あるいは中国のほうへ行きますといふと、もっと収量が多くなりますから、したがって、割り当て数量に對比してその反別というものは少なくなってくるはずですね。そういうやつをちょっと聞きたいわけですが。

○説明員(有松晃君) ちょっと誤解いたしました。申しわけございませんが、実施の面積でございますが、四十七年度におきましては、全体で、休耕

が二十八万七千ヘクタール、転作が二十七万二千ヘクタール、合計いたしますと約五十六万ヘクタール、こういうことになっております。

○川村清一君 次にお尋ねしたいことは、生産調整奨励金の交付についてでございますけれども、休耕しておる、だからたんぼが遊んでいられるわけですね。ペンペン草がはえておる。それで全然何もつくらないところに、さらに奨励金を交付するな

んというところはこれおかしきやないか、こういう議論もなされておることは御承知のとおりです。私がそういう意見を持っているということに、まあよく出ますね。遊ばしておいて、そうしてそこへまた政府が金をやる。それから農民の方は、たんぼを遊ばしておいて出かせぎに行つて、そこのほうで賃金をもらつて、そうしてここのほうには、今度は奨励金が交付されて、税制上の優遇措置がとられる。まるでどろぼうに追い銭じゃないかというやうな、そういう意見もなされておることは御承知ですね。やっぱり国民の皆さん方の中にはそういう意見を持つていらつしやる方もいるわけですよ。こういう意見に対して農林省や大蔵省はどうお考えですか。

○説明員(有松晃君) ただいまの御指摘でございますが、生産調整を始めた時点におきましては、米が需給関係で非常に過剰になり、国の在庫が多量に蓄積をされる。こういうやうなことを放置しておきますと、ますます過剰在庫がたまる一方というやうな事態の中で、いわばこの過剰在庫を調整していくということによって需給の均衡をはかつていく。こういうために、やむを得ざる措置として生産調整が始められたわけでございます。その手段として休耕なり転作なりに奨励金を支払つと、こういう措置でございます。そういう意味で、五カ年間という期限を限つてこの需給のアンバランスをなくしていこうという措置でございますので、そういう意味でいろいろ議論があることは承知しておりますが、やむを得ざる措置というふうに考えております。

○政府委員(山本敬三郎君) おつしやるように、国民の中に、生産を通じて、生活を通じて不公平感を与えているというところは確かにあると思うわけでありまして。しかし、米の需給の調整というより大きな目的のためにやむを得ない点もあったんではないかと、こう考えますけれども、御意見は、確かにそういう問題があるだろうと考えております。

○川村清一君 特に、先ほど農林省のほうから、割り当てに対する県のそれに対応しての実績が出てきたわけですが、北海道のごときは割り当て数量に対して二〇〇%を実施しているわけですね。そうしますと、北海道の農民の皆さん方は、政府がこれだけやってくれよという倍のこれは協力です。それから、したがって、たんぼにすると、い

ばく大なたんぼが遊んでいられるわけですね。それで、そのたんぼを今日までつくるためには、いわゆる土地改良等でたくさん投資をして、また国から補助金もいただいたりしてやってきた。そういうたんぼを遊ばして、そうして他にだかせぎに行つてゐる。こういうやうな事態に対してどうお考えですか。

○説明員(有松晃君) この米の生産調整におきましては、一方で米の生産を調整いたしますと同時に、できるだけ、他方で需要がふえてまいります農産物も幾つか作目がございまして、需給の、余つておる米を減らして、供給の足りない作物への転換をできるだけ進めていきたい、こういうことをあわせ行なつておる次第でございます。そういう意味で休耕、転作とあるわけでございます。いきたい、そういう意味で先ほど申し上げましたように、転作のほうは奨励補助金の単価も高くなつておる、こういうことでございまして、ただ最初の年におきましては休耕が相当多かったというの、これは初年度でございましたのでやむを得なかつたかと思ひますが、その後でできるだけ転作をふやすように、特に四十八年度におきましては、休耕奨励の補助金が四十八年度までというこ

とになつておることもございますので、転作の面積をいままです以上大幅にふやすように努力をいたしたいというふうに考えております。

○川村清一君 転作をふやすために努力したいというそのお考えはわかりませんが、農林省がそういうことで命令をかけたも、一体農民がそれを聞いてはたして転作がふえていくかどうか、ここに問題があると思ふんです。国が割り当てた数量の倍も転作をしてる北海道において、それじゃ転作をせよと言つたところで何を一体つくれと。こ

ういふものをつくれ、ああ農業は成り立つんだというやうな確かな指導がなされるのかどうか、なされるおつもりなのかどうか、そういう点に一つの問題がありますし、たとえば米をつくるのをやめまして畑作をやる、そういうことで一体できるかどうか。まあ昨年あたりは北海道ではずいぶんアズキをつくりましたけれども、一方でアズキをつくつたが、今度はアズキをたくさんつくられたために、主産地の十勝あたりではアズキの価格がずつと下がつてまいりました。主産地の十勝でもつて今度はアズキでは農家をやっていけないという状態が出てきておる。こういういろいろな問題がからんできていられるわけですね。そこで、そう転作を奨励してやりますといつたところで、なかなかそううまくは私はいかないと思つたわけです。したがって、なぜこの農民の方々が草をばうばうはやしているのか、出かせぎに行くのか、この点を考えてみなければこの問題は解決しないわけですよ。ですから、草をはやして休まして、そして奨励金をもらつておる、これはけしからぬとい

うそういう見方もあるかと思ひますけれども、それをいいたく農民は、それじゃ草をはやさないで米をつくつたほうが得なのか、遊ばして奨励金をいいたほうが得なのか、農家の実態から考えていつてどつちが得だと思ひますか、価格やなんかから考えていつて、ひとつこの点農林省の御見解を聞きたい。

○説明員(有松晃君) 御指摘の点でございますが、農林省といたしましては、農産物全般につきま

ましていろいろ各般の生産対策あるいは流通対策等を講じてできるだけ農業で収益が上がるように、い

くように、生産性も上がつていくように、こういうやうな対策をいろいろ講じておるわけでございますが、特に米の生産調整並びにこれに伴います稲作から他の作物への転換につきましては、特に先ほど申しましたように、需要のふえてまいります畜産のためのえさの作物あるいは野菜あるいは豆でも大豆その他の豆類あるいは永年性の作物

それから植林、こういった事業を推進してまいりたい。そのために特に稲作転換のための予算というものを別途計上いたしまして、そういう稲作転換にあたりましては、たとえば小規模の基盤の整備、土地改良をやるとか、あるいは共同で使つていただくやうな機械を整備する、あるいは流通関係の施設を整備するとか、そういうやうな対策もいろいろ講じて、そのための予算といたしましては、これも毎年やっておりますが、四十七年度五百八十億円という予算に對しまして、四十八年度は七百二十億円、こういうやうな予算の増額をみておりますし、なお、その予算の実行にあたりまして、これは稲作転換事業といふのは、そのための採択のいろいろな条件がございすけれども、この条件も大蔵省と話し合ひまして、条件の緩和をしてできるだけやりやすくするようにする。こういったやうなことにによりましてできるだけ転作をふやしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○川村清一君 農林省にもう一点。四十八年度以降は、四十八年度で奨励金は打ち切るといつたやうな方針のようですが、それでは四十八年度でもつて私がいま申し上げたやうな心配の点は全部これは解決するのだ、こういうことになりませんか、自信をもつて答えられますか。

○説明員(有松晃君) ただいま申し上げましたやうに、いろいろな措置を講じておるわけですが、大幅に転作の増加をはかりたいというふうに私も最大限の努力をしております。それにによりまして四十八年度の休耕奨励金の打ち切り

進をしまいたいというふうに考えておりま

す。
○川村清一君 この問題は重大な問題ですから、あなたではなかなかお答えできないと思いますから、また別の場所でお尋ねしたいと思ひます。

最後に大蔵省のほうにお尋ねいたしますが、税の公平、不公平という問題です。これは税というものは公平でなければならぬというところは言うまでもないことですね。ところが、この税制についてクロヨンとかトーゴーサンとかいうふうに税が非常に不公平だ、税の賦課が不公平である、こういうようなことが言われているわけですね。クロヨンに例をとると、九はサラリーマン。サラリーマンに対してはほんとうに重税を課しておる、仮借のない税金を取り上げておる。それから六といふのは、これは企業に対するもの。四といふのはこれは農家、農家の税金は非常に安い、これも一応言われておるわけですね。私はそうも思わない、表面上はそう見えるかもしれないけれども、農家の経営の実態、生活の実態に入っていけば決して私はそうも思わない。サラリーマンの税金はもうほんとうにこれはべらぼうに高いこととはわかるわけですが、このクロヨンとかトーゴーサンとかいうこのことばで農家の税金は安いといつて強調されておる。この農家に対する税制運用について大蔵省としてはどういふ御見解を持っていますか、これをひとつ事務次官からお答えを述べてほしい。

○政府委員(山本敬三郎君) 確かに世上クロヨンとかトーゴーサンとか言われているわけでありま

出てきているのではない。そういう問題について、これからは政府としても考えるべきであると思ひます。私自身は部内でそういう主張をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○川村清一君 最後に、これは要望だけでござい

ますけれども、この法案に対しては、衆議院の大蔵委員会におきましては、政府の見解として「山本大蔵政務次官より米の生産調整対策の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました」と述べられておるわけであつて、要するに、政府の農業政策、農政に基づいて出てきた現象に対処して、こういう法案が出てきた、出てきたというより、議員立法で各党一致のもとにつくつた。と、ですから、原則的にはこれはもちろん妥当なものと思ひます。しかしながら、先ほど野々山委員からいろいろ指摘されましたように、私は一般論として農家農家と言つておりますけれども、ところが、その中身もいろいろな問題があるわけですね。これは特例でありましようけれども、いろいろあるわけですね。こういうものに對しては、そしてまたいろいろな経済社会といふのがきつめて多様になつてまいりまして、いろいろな問題が出ております。これに對しては、やはり大蔵当局としては厳正な態度で税を取るものなら取るということをやつてもらうという立場から、私は一般論の上に立つて、この現在の米の生産調整といふものは、これは政府の政策によつて出てまいつておる問題に對して出されておるところの各党一致の法案でございまして、妥協なものと私は考えておるわけでありま

よつてつくつてきたたんばを休まして何もやらぬということは、農民の立場からいつたら泣くほどつらいことなんですよ。それをあえて休耕しておるといふ、この原因は何かといふことを、これをよく踏まえていただかなければならない。しつかりした農政をやつてもらわなければ困る。こういうような制度はないことが好ましいわけですよ。昭和四十八年度で打ち切られて、昭和四十九年からこんなものではなくても農家がしつぱに生産がやれる、そういう農政をやるために最大の努力をしていただきたいといふことを私は御要望申し上げておきます。

○多田省吾君 この法案は各党一致の賛成法案でありますし、私も内容については賛成でござい

ます。この所得が一時所得が事業所得か、これは先ほどもお答えをお聞きしましたけれども、ここでもはつきり答弁していただきたいわけですね。この法案の第一の条文には、「一時所得に係る収入金額」とみなし「云々」と、このようにはつきりあります。ところが所得税法第三十四条一項に規定する一時所得といふものは、利子、配当、不動産、事業、給与、退職、山林及び譲渡所得以外の一時の所得で、労務その他の役務または資産の譲渡の対

価としての性質を有しないもの。と、このようになつておりました、この場合の減反奨励補助金、減反協力特別交付金という、いわゆる事業補償、営業補償の性格の所得でございまして、これは当然事業所得と読み取るのが一応税法上の妥当な解釈だと思ひますけれども、これはどうなのか

これが第一点。それから第二点、昭和四十六年度から五十年まで五十年計画で実施するのであるから、これは決して単年度限りの減免特例措置ではなくて、五十年度まで継続実施するのでありますから、当然これは租税特別措置等の特例に準じて時限立法として政府提出法案とするのが筋であります。そうならない。先ほど野々山委員の質問に對して、税法上一時所得としてはなかなかなじみがたいといふような答弁、これはこの前もありました。だから議員立法として提出していただいたといふような御答弁もありましたけれども、これはなかなか納得できない。じゃどういふ場合政府提案に適合しているのか、その辺の適不適の判断をどこにとつてゐるのか、これが第二点。

第三点は先ほどの政府提案としてどうしてないかといふ問題。それから第四点ですが、これは松本委員長代理理事にお尋ねしたいのですが、この前せっかく衆議院の山下委員長代理が、昨年、継続的に措置することを考えたいとおっしゃつていたので、これができなかった理由、それをひとつお答え願ひたい。

○政府委員(山本敬三郎君) 先ほどもお答え申し上げましたように、先生御指摘になりましたように、この所得自体は税法上からいいますと、一時所得とみなすことにはなじまないものがあるわけでありま

のように御理解いただきたいと思うわけです。したがって、政府提案で時限立法ということで出すのにはなじめない、そういう性質のものだ、こういうふうには御理解願いたいと思います。

第三点は、いかなる法案が議員提案に、あるいはまた政府提案に適しているかというお尋ねでございますが、政府として当然講ずべき措置であれば、政府提案というふうに出すべきものと思ひます。

なお、詳しい点につきましては事務局から答弁させていただきます。

○説明員(伊藤田敏雄君) 補足させていただきます。

ただいま政務次官が申しましたとおり、税法上はおっしゃるとおり事業所得に該当すべきものというところでございます。

それから不適の問題につきましても、ただいま政務次官が申しましたとおり、特に補足することとはございません。

○衆議院議員(松本十郎君) ただいま御指摘のような点で、昨年申し上げたと思いますが、本年も理事会その他でいろいろ議論いたしました際に、やはり事柄の性質上いろいろ事情が変わるといふことも予想される。そういう意味で継続した法律として出すこと自体にやや問題もある。やはり毎年提案したほうがいいのではないかと、こういう議論が内部にありまして、全体それはさうだということ、一年限りの立法にするというふうにきめられたわけでありまして。

○多田省吾君 次に、農林省関係の御質問をいたします。

先ほども川村委員から質問があったわけでございますが、米が非常に過剰な状態であるというので、その対処と、需要に応じた農業生産の展開という意味で、農林省は四十六年から五十年までの五カ年計画で、米の生産調整奨励補助金と休耕転作の態様に応じて交付する計画を実施しておりますけれども、年度別の数量目標と、それから調整奨励補助金、それから調整協力特別交付金をどう

はじているのか、それからまた、目標に対する現在までの実績、それぞれどうなっているのかまづお伺いしたいと思います。

それから、それに関連しまして、現在までの休耕と転作の状況はどうなっているか。四十五年度がたしか転作率が二〇%、あるいは四十六年度が四四%と聞いておりますが、その後、昨年はどうなっているか、また、四十八年度の目標、また、先ほどもお答えしておりましたけれども、たとえ

ば、畜産物の飼料として転作を奨励していくというふうなお答えもありましたが、来年から——日本が相当たくさん飼料を輸入しておりますけれども、外国の生産の状況なんか今後どうなっていくか、そういったこともやはり相当関連してくると思うのです。そういう今後の見通しを踏まえていくのか、この転作奨励に對しての方策をひとつあわせてお聞きしたいと思います。

○説明員(有松晃君) 米の生産調整につきましても、現在までの目標並びに実績についての御尋ねでございますが、四十六年度から本格的に実施をいたしておりますが、まず、四十六年度におきましては、目標数量といたしまして二百三十万トンという目標数量を定めたわけでございますが、これは生産調整なかりせばという前提での総生産量を千三百九十五万トン、それに対して、総需要量を千六百六十五万トン、その差を二百三十万トン、こういうふうに見込んで目標数量としたわけでございます。で、これに必要な生産調整奨励補助金といたしましては、この目標に見合せて千六百九十六億円を当初予算として計上いたし、また、米の生産調整協力特別交付金といたしまして百億円を計上したわけでございます。

次に、四十七年度の目標でございますが、四十七年度はただいま申しました総生産量の見込みを千三百九十万トン、総需要量を千五百五十万トンというふうに見込みまして、その差二百四十万トンが余剰ということになります、この時点におきましては、政府の在庫がかなり減つてまいっております。

りまして、その在庫の復元を若干——具体的には二十五万トンの持ち越し在庫の復元をはかるというところで、二百四十万トンから二十五万トンを差し引きまして、四十七年度の目標数量を二百十五万トンというふうにいたしまして、これに必要な当初予算では千七百九十九億円の補助金を計上いたしました。また、協力特別交付金といたしましては、これは補正後でございますが二百億円を計上したわけでございます。

それから、来年度の目標数量でございますが、来年度は総生産量を千三百八十万トン、それに対して総需要量は千五百五十万トン、その差は余剰数量二百三十万トンということでございますが、やはり、在庫が引き続いてそれほど多くないという状況でございますので、持ち越し在庫の調整数量として二十五万トンをこの二百三十万トンから減らすということで、目標数量を二百五万トンというふうにしたわけでございます。このため、予算といたしましては、補助金は千七百五十八億円、また、協力特別交付金は二百億円ということとで予算要求をいたしております。

以上が目標数量でございますが、これに對しまして実績でございますが、四十六年度の実績は、先ほど申しました二百三十万トンの目標に對しまして二百二十六万トン、九八%という実績でございます。これに對しまして、四十七年度は目標数量二百十五万トンに對して、実績は二百三十三万トン、目標に對して一〇八%と、こういうことでございます。

それから現在までの休耕と転作の状況についてのお尋ねでございますけれども、四十六年度におきましては、生産調整いたしました水田の面積が全部で五十四万一千ヘクタールであります、そのうち転作の面積が二十四万五千ヘクタール、休耕面積は二十九万四千ヘクタールでございます。その転作率は四五%であつたわけでございます。これに對しまして、四十七年度は生産調整水田、これは実績で五十六万三千ヘクタールになったわけでございますが、そのうち転作面積

が若干ふえまして二十七万二千ヘクタール、休耕面積のほうは二十八万七千ヘクタール、転作率は四八%、これを前年度に比べますと、転作面積は二万七千ヘクタールの増、休耕面積のほうは七千ヘクタールの減、こういう実績になっております。

最後に、国際的な農産物の需給の見通しについてのお尋ねでございますが、現在いわれておりますのは、国際的に食糧需給が非常に逼迫をしております。これは、たとえば、ソ連等の穀物の不作、あるいは他の諸国でも不作——これは天候の異変による不作でございますが、そういったことで大量の買い付けが行なわれまして、現在は各種の作物について需給がかなり逼迫をしておりますが、こういった状況がはたしてどれだけ長く続くかという見通しにつきましては、やはりこれは天候の異変というものが大きな原因でございますので、こういったことは恒常的なものではない。

それからもう一つの理由といたしましては、アメリカ等におきまして、本来生産すべき数量に對して、かなりの減産と申しますか、作付の調整が行なわれておる、こういうこともございます。したがって、近い将来につきましては、こういった天候の回復と、それからもしアメリカ等の作付制限の緩和というようなことが行なわれれば、需給はまた平常に復するのではなからうかというふうに見ております。以上でございます。

○多田省吾君 いま世界的な穀類不足という問題述べられましたけれども、農林省として昨年はおっしゃるとおりアメリカやソ連等において小麦、大豆等が非常に減産した。あるいは南半球においてもいろいろな飼料等が減産しているというように聞いておりますが、こういう穀類不足と、それから穀物の高値、こういった問題から、今後のおが国の食糧事情を考慮しまして、現在の米の生産調整五カ年計画を再検討するような必要がないのかどうか、考えているのかどうか、その点をひとつお伺いしたい。

○説明員(有松晃君) これは米の生産調整を開始いたしました時点におきましての状況でございますが、米の生産はだんだん技術の進歩等もありまして年々ふえてきております。それに対して米の需要、これはまあ国民生活のレベルが上がつていくに従いまして、——これはもちろん世界的な経済発展の法則でもございますけれども、所得のレベルが向上すれば穀物の消費が減って、畜産物あるいは果実というふうな、そういった栄養の豊かな食品の消費がふえるというのは通常の傾向でございます。わが国の場合も、いままでを振りかえつてみましてもそういった傾向をずっとたどつてきておりますし、将来もそういった傾向になるのではなからうか。そういうふうに考えますと、四十六年度の時点におきましてもすでに米が過剰になる、かなり大量に過剰になるということでございます。こういふ状況は、もし米の生産調整をやらないとすれば、やはりこういった過剰の状態は続いているというふうに、つまり基調的には潜在的な過剰状態というものは依然として現在も、また将来もあるというふうに考えておりまして、ただ毎年度の目標数量につきましては、その年の需給の状況を見ながら、若干の調整をするということももちろんございますけれども、大筋としてはやはり従来の生産調整の方向を続けていく必要があるのではなからうかというふうに考えております。

○多田省吾君　ですから、私がお尋ねしているのは、昭和四十五年、四十六年当時においては、それはいろいろな、わが国もやはり食糧のいまおつしやつたような嗜好性とか、あるいは穀物が過剰になるとか、そういう傾向は確かにありました。しかし、二、三年前からアメリカ、ソ連等において非常に小麦の不作等があるいは中国においてもそうですが、続いているわけです。また、あの学者なんかはそういう傾向がここ数年続くんじやないか、それでいまのまま生産調整をしていけば、やはり日本の食糧事情というものが逆に、過剰じゃなくて、今度は過少のほうに向かうん

じゃないか、またいまのままでほうつておきますと、いまの水田なんか也非常に荒れ果ててきますから、それに対する対策も考えなくちゃいけないんじゃないか、こういうような意見も最近出てきているわけです。こういう米の問題は、昭和四十一年ごろは日本が米が不足して、もうアフリカあたりに米をつくらざるを得ないんじゃないか、こういうような傾向もありまして、予算委員会なんかにおいてもそういうことが論ぜられたわけです。ところが、四十五、六年においてはもう過剰だ、しかし、最近はまだ世界的に穀類不足であり、生産減少であるというような傾向にある、相対波打っているわけです。ですから、私がお尋ねしているのは、昭和四十五、六年度においての考え方じゃなくて、現在の時点において農林省はどうか考えておるのか、そしてただ十万吨や二十万吨の毎年の生産調整の、こういう生産調整じゃなくて、これから数年、あるいは数十年の先をどう考えておるのかと、こういう意味でお尋ねしているわけです。これはどうですか。

○説明員(有松晃君) 私が申し上げましたのは、現在の状況も含めていわゆる潜在的な需給、もし生産調整なかりせばという場合に潜在的な需給として申し上げたつもりでございますが、若干補足して申し上げますと、米の消費につきましては、先ほど申し上げましたように、年々減っておりませんが、農林省で出しております食糧需給表によりまして、国民の一人当たりの米の消費というのは、一年当たりには減りまして、たとえば四十四年度では九十七キロ、四十五年度では九十五キロ、四十六年度では九十三キロというふうに毎年少しずつ減っております。こういった傾向は、最近では若干鈍化しておるというようなこともいわれておりますけれども、依然として減っておりましては事実でございます。そういう意味から申しまして、私どもの想定ではやはり現在におきまして、もし米の生産調整をやらなければたちまち米は余る、したがいまして、現在の規模程度の生産調整は必要であるというふうに考えておる次第

第でございます。

○多田省吾君　私がお尋ねしているのはそういうことじゃないんです。それも含めておりますけれども、もっと大きな立場から、米の消費の問題だつてアメリカやカナダからの小麦の輸入ができなくなれば、米の需要が上がるのは、これは当然じゃないですか。そういう意味も含めて、今後の世界的な穀類不足がこ二、三年続いているじゃありませんか。また天候の問題もあるじゃありませんか。こういうことで、将来の世界の食糧事情についてどう考えているのか、こういう質問をしているわけです。じゃ今後数年間、数十年間アメリカやカナダからいまままでどおり小麦や大豆の輸入は絶対に間違いなくできると、そのようにお考えですか。

○政府委員(山本敬三郎君) 多田先生の御心配御意見は私はやはり正しく受けとめなければいけません。農林省は国内の問題とかアメリカの食糧の問題だけ注目いたしておりますけれども、食糧の問題は世界的な問題でありますから、私は気象庁やその他からいろいろ伺つてみたのであります。が、やはり異常天候と食糧という問題について、何よりもインフレーションが不足過ぎる、早急にインフレーションを集めて、それが前提であります。が、再検討する、しないというようなことも、にわかには言えませんけれども、少なくともインフレーションを集めなければいけないのではないかと、こういうことを政府部内の一人として実は進言をしておるような状況であります。先生の御心配は正しく受けとめるべきだ、こういうふうに私は考えております。

○多田省吾君　その問題はわが国のこれからの憲給率の問題とも関連をいたしますので、これ以上質問しませんが、そういうお答えなら私は納得できるのです。しかし、いままでのようなお考えで今後の世界的な食糧事情を考えたら私はないへんな問題になると思う。実際に昭和四十年、四十一年ころは、米の不足をどうするかというところを相当農林省は考えたんじゃないか。そ

れが一転して昭和四十五、六年ごろからこれはたいへんだということ、これは生産調整ということになったのじゃありませんか。これは将来にわたって大きな問題です。これはもうこれ以上質問しませんけれども、お考えいただきたい。

それから昭和四十六年度の生産調整協力交付金百億円、これは市町村単位に交付しておりますけれども、目標数量達成の市町村と未完成の市町村の割合はどうなっているのか。市町村の単位ですね。それから市町村が目標を達成しておれば、個別の農家が完成しなくても交付される仕組みになつておりますが、生産調整の本来の目標は市町村なのか耕作者なのか、その点もあわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員（有秘晃君）四十六年度におきまして目標を達成した市町村は約二千、達成しなかったのは千百と、おおむね二対一でございます。それからこれは市町村単位が農業者単位ということでございまして、もちろんこれは生産調整の公平さとはかるという趣旨で、本来は農家単位にいくべきものでございますが、ただ四十六年度は初年度でございまして、まだ市町村が事務になれていないにかつたということもございまして、便宜こういう措置をとつたのでございますが、四十七年度は農家単位というふうにいたしております。

○多田君 次にお尋ねしたいのは、先ほど野々山委員からもきびしく質問がありましたモチ米の大手商社の投機的買い占めという問題、これはどう対処するのかという御質問がありました。このように、最近大手商社がモチ米をはじめ、有名な銘柄米を投機的に大量に買い占める、しかも品薄とか産地高の影響で都会地の自主流通米の小売り値段が従来よりもさらに高くなっている、その波紋というものが消費者に直接にはね返っているわけでございます。このような国民生活の必需品ともいふべき主食の投機、それから思惑からの大量買い占め、これはまことに重要な問題です。現在警察庁も全国の都道府県警の手で実態調査を進められているようでありますけれども、この上

うな大手商社が投機のために大量買い占めをする
ということはこれは明らかに食糧法違反ではない
かと思ひますが、それ、どう考えていますか。そ
れから今後に対する対策ですね、それ、はつきり
とひとつお答え願ひたい。あるいは新しい商社法
というふうなものをつくる御意思があるのかどう
か、あわせてお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(森澤治君) 主食のウルチのお米につ
きましては全般的には政府がほとんど買い入れを
し、自主流通を計画的に行なっておりますから、
基本的には御心配のようないことがあつてはなら
ないと思ひます。ただ御指摘のように、ある
特定の銘柄、これは非常に限りつきりくござい
ます。それから量が限定されております。そうい
う非常に銘柄的なものにつきましては、いろ
いろ問題はあり得ると思ひますが、ただわれわれ
承知しておりますのは、自主流通計画もふえて
おります。流通量もふえております。面積もふ
えております。そういうことで何か投機が起る、
買い占めというふうなことで、供給量がある程
度まで限定されておりますから、そういうこと
で、自主流通計画もふえておりますので、何とい
うか自主流通計画もふえておりますから、そう
いうことがあるということは承知しております。

ただ、一部先ほど御指摘のように、小売りに何
か値上りの傾向があるというのを御指摘がご
ざいました。また、そういう報道もございま
した。ただ、われわれの調査では、二月の現在ま
でのところ小売り価格が上がつておりません。
ただ、そういうことが一部の自主流通の銘柄に
ついて卸と全農との間に若干の値上げ、五、六十
円、四十円から六十円ぐらいの、そういう値上
の申し入れがあつて、それが今後小売りにどう反
映していくのかというところは、不当に上がらな
いようにわれわれも十分監視をしたいと思ひます。
それから、商社が何か買い占めをしておるの
ではないかということを先ほど御指摘がございま
した。これにつきましては、買い付け代行とい

ますか、実需者が商社に買い付けを代行を頼む、
そして全農から買ひ、こういうことは自主流通の
制度としては認められておるわけでございます。
ただ、それを逸しまして、そのルートをはずし
して、別のことで、そういうルートでそういうこ
とが行なわれるとすれば、これは明らかに食糧法
の違反でございまして、われわれとしても十分、
すでに警告は発しておりますが、もしそういう事
実が出てまいりますれば、しかるべく当然の措置
として適切な措置をとつてまいりたいということ
は十分考えております。

○多田省吾君 いま総務部長が、モチ米とか有名
な銘柄米の投機的買い占めは調べている現状にお
いてはあまり行なわれていないというふうな答
案がありましたが、これは私は事実と反する
と思ひます。先ほど野々山委員からきびしく質問あり
ましたけれども、私たちも調べていますよ、い
ま、嚴重に調査していますよ。それで、一部の調
査でははつきり出ていますよ。出てないとお
っしゃるんだつたら、責任とりますか、われわれの
調査の結果が出たときに、事実あれじゃないで
すか、警察庁も全国の都道府県警のほうにはつき
りと調査を指示しているじゃありませんか。また、
こういうたルートをはずしたような明らかな違反
も私ははつきり行なわれていゝと見えますよ。そん
なのんびりした答弁でよろしいのですか、これか
らやつていくというふうな。もつとはつきり調べ
てもらいたいです。責任とりますか、事実と違
つていた場合は。

でおりませんということとを正直に申し上げてお
るわけでございます。私も別に商社がそういうこ
とをするのをかばうとかというところは毛頭ござ
いません。むしろそういうことがないように十分措
置したいということと考えておるわけございま
す。この点、私のことばが足りませんでした点を
おわびいたす次第でございます。

○多田省吾君 それは、商社がどのくらい握つて
いるかまでは調べがつかないとか、調べているん
だけれどもなかなか把握しにくいとか、これは私
ははつきり逃げ口上だと思ひます。土地にして
も大豆にしても、社会党とか公明党とか共産党と
各政党がやつていゝるじゃないですか。政党がな
かなか政党資金、お金がないところを何十万、何
百万とかけて調査しているんですよ。いろいろな
ルートを持つていゝるそういう農林省が、また国民
生活にとつて最も責任のある立場にある食糧庁
が、そんなことをできないというのには私はちよ
つとおかしいと思ひます。真剣にやる気持ちにな
らなければならぬのだと思ひます。モチ米とか
銘柄米とか大豆とかそういう上り値が、どうし
ても理論的にあるいは實際的に出回っているのが
普通なのに、どうしても出回らない。われわれ政
党が調査してもはつきりそういう事実があらわれ
ていゝるじゃありませんか。それを食糧庁が調べて
いゝるのだけれども、なかなか把握しにくいなん
と真剣に取り組んでもらいたいと思ひます。そ
して政党の調査の結果、また各消費者団体なん
かの調査の結果があらわれてから、あつたつたこ
うだつたというのでは、私は責任を果たせない
と思ひます。もう一回ひとつこれと取り組む覚悟
といたしまして、われわれのできる限りのことは
やつて善処していききたい、こういうふうにか
考へていゝます。

小売り店、米屋さんでも、すでに自主流通米、一
級品の小売り価格をキロ当たり十円を値上げた
わけですね。そして、昨年十二月に続く再値上げ
したわけですね。あるいは価格を据え置かずに
品質を落として卸値を、値上りが分をカバーし
て、米屋さんでも非常に多いといわれております
けれども、食糧庁ではこの事態をどの程度把握し
て、どのように評価しているのか、まずそれをお
尋ねしたい。また、私はこのような状況を予測し
まして、昨年のこの法案審議におきまして、昨
年二月二十八日でございまして、やはり森澤務
部長にはつきりお尋ねしたわけですが、この問題、
詳しいことは申しませんが、まあ中立委員
なんかも非常に物統令適用廃止に反対してあり
ましたし、消費者団体からも物統令を廃止すれば、
これはもうお米の値段がぐつと上がるんじゃない
かと、こういうふうな意見もずいぶんありまし
た。このように物統令廃止というものが、消費者
米価の値上りにつながります。そして価格安定を脅
かす、食糧制度にも響くので、政府のこの実施強
行を見合わせるべきだということを強くただした
にもかかわらず、森澤務部長の御答弁では、要
点を申しますと、すでに生産調整の目標数量を下
におろしているから、全体として需給に不安はな
い。また価格の値上りの御心配も、販売業者
も、新規参入させるとか、あるいは標準価格米を
常に店頭に置いて、現在の統制の価格物価統制令
により価格が守られると指導していきま
す。このために価格が上昇することはまずない
というのが私どもの判断でございまして、こ
う言つておりましたけれども、この森澤務部長の御
判断というものは、明らかに大きな見誤りじゃな
いかと思ひますけれども、どう思ひますか、この
二点をお尋ねいたします。

○説明員(森澤治君) 第一点の品質を落として
と、こういう問題でございまして、御承知のよう
に、標準価格米というのを政府の指導でつくつ
ております。それにつきましては価格を上げないよ
うに、予算的にも措置をして、四月以降措置をし

ております。事実、この前の価格の改定によりまして千五百九十円、千六百円程度の標準価格米は店頭で販売をさせておりました。これについては御承知のとおりでございます。ただ問題は、元米、自主流通米として流通しておりました分、これにつきましても、物価統制令は四月以前にもうすでに撤廃をされておりました。この系統のお米が先ほども指摘されました特定銘柄というようなお話もございましたが、そういうようなお米がどうなっておるかということでございますけれども、われわれ上、中、下と、それから並みというところで価格を分けて、小売りの店頭価格を調べております。これによりまして、先般の物価令の適用廃止後、四月一日でございますが、それ以後の九月までは、消費者米価が改定になります。前の段階では、一%未満の値上げに、上でなっております。その後、米価を改定いたしました以後、九月の末日、それから十月以降ということになります。現在二月二日までの間では、上の価格についても小売り価格については動きがない、一円程度全国平均としては上がっております。うことでございまして、特段に高く、そういう、何といいますが、御心配のような問題が数字的に出てきていというふうにはわれわれ考えておりません。

ただ、御指摘のとおり、小売りの価格の最終の価格が一番問題でございますから、その小売りの価格が不当に値上がりしないように、われわれも今後十分監視はしていくつもりでございます。○多田省吾君 せつかくのお答えですけれども、そういう通り一べんの責任ののりのようなお答えじゃ私はいまうがなと思ふんです。事実、昨年このお米の品質を落とす問題なんかは、消費者からいふぶん文句もありましたし、これは大問題です。それから小売り値で一部値上がりしている、だけれどもたいしたことはないとおっしゃいますけれども、そんな簡単な問題じゃないですよ。確かに、森部長もいまおっしゃいましたけれども、物価令適用廃止してから現在まで、小

売り値が上がつていることは、これは事実なんです。私には責任があると思ふんです。今後こういつた問題で消費者に価格のしわ寄せをするような対策をとらないために、どういふことを今後お考えになっているか、最後にお尋ねして、終わりたいと思ひます。

○説明員(森治君) やはり基本は政府の売却価格をどうしていくかということだと思ひます。次に第二点は、やはり卸、小売りを通じまして、いろいろな人件費等も上がつてまいります。運賃も上がつてまいります。そういうものの合理化といひますか、そういう集中精米ですとか、あるいは配達のセンターをまとめてやるとか、あるいは小袋詰めで集中的に大量生産をするとか、そういうようなことをわれわれも助成をして、その合理化をつとめていくということ。

それから一番最後に、小売りの競争の原理といひのはある程度まで確保して、やはり小売りが安く消費者にサービスをしていくということを確保していくということは今後考えてまいりたい、かように存じております。

○多田省吾君 それでは、これは大臣にお尋ねする問題でありますけれども、今後消費者米価の値上げ等は近々それははからないと、そのような決意でいらっしゃるということですね。

○説明員(森治君) 米価水準全般の問題は、生産者米価、消費者米価、非常に重要な問題でございます。まして、生産者、国民の皆さまの全体の問題でございます。したがって、やはり今後の物価あるいは家計費、そういうものの動き、あるいはそういう生産事情、そういうものを十分見て今後善処してまいりたい、こういうふうな考えております。

○渡辺武君 私は、いま議題になっておりますこの特別な減税措置については別に反対ではないんです。農民が生産意欲を持っているにもかかわらず、政府の農業政策のために減反せざるを得ない。それに生産調整報奨金その他が出されて、したがって、またそれに対する減税措置が行なわれ

るといふことは、これは農民の立場からすれば、当然のことだといふふうに私も思ひます。しかし、考えてみますといふと、たんにペンペン草をはやせて、そしてそれに金をつけてやる、そしてつけた金に減税措置をやつてやる。もしこれが逆であつて、生産をどんどんやつてほしい、そのために奨励金を出さうといふようなことであれば、農民も喜ぶだろうと思ふので、この金と逆な形で金が出てくる。したがって、この金といふものはこれは実際上捨てる金だ。いわばうしろ向きの支出だといふふうに言わざるを得ないと思ふんです。国から出す金といふのは、天から降ってきた金ではないんです。国民が生活難の中から営々としてかせいだ金で、いわば納めた税金がそういう形で出されるわけです。したがって、私はこれは農民の立場からしても、釈然としなないものだらうといふふうに考えるんです。私は、ここにこそ歴代の自民党政府の農政の根本的な欠陥が非常につきり出ているといふふうに見ざるを得ない。その思いを新たにします。この措置を見まして、で、その立場から政府の農政政策そのものについて私は幾つかの点を伺いたいと思ひます。

先ほど多田委員からもそのような趣旨の御発言がございましたが、私はいまの時点に立つてみれば、政府の作付制限の政策、これはもう再検討すべき時期にきているんじゃないかといふふうに思ひます。そこで伺いますけれども、先ほど御答弁を伺っておりますと、この生産調整を二百五十万トンといふふうにきめた根拠ですね。これは四十八年度を生産見通しが千三百八十万トンで、それに対して需要が千五百五十万トン。したがって、二百三十万トンの余剰が生ずる。この二百三十万トンの中から、在庫調整分二十五万トンを差し引いたものが二百五十万トンの生産調整額だものだという御趣旨の説明がありました。しかし、この二十五万トンという在庫調整ですね、これは大体一カ月の配給分の半以下くらいのものだといふふうに私は思ふんです。こんなところで、こんなわずかな分

を在庫調整として残しておいて、一体今後の国内の食糧の需給関係を円滑にまかなっていくことができるだろうか、その点非常に疑問に思ふんです。

そこで伺いたいんですけれども、いまのいわゆる過剰米といわれるものですね、この見通しはどうなっているのか。特に四十八年度末にはどうなるのか、それを伺いたいと思ふんです。

○説明員(森治君) 四十七年度末、四十八年度の初めで過剰米が百七十九万トンということでございます。

○渡辺武君 百七十九万トンですか。

○説明員(森治君) はい。そこで、四十八年度中に全部一応この用途につきましては、処理につきましては、処理の目的を全部きめてしまふという考え方で、四十九年度以降過剰米の持ち越しといひますかを四十八年度中に一応処理が終わると、こういうふうな考えているわけでございます。

○渡辺武君 そうしますと、四十七年度末で百七十九万トンですね。四十八年度中のこの在庫の処理ですね、これはどのくらいの量を見積もっておりますか。四十八年度中の在庫の減少ですね、これはどのくらいの見積もっておりますか。

○説明員(森治君) たとえば——ちよつと数字を訂正いたします。百七十九万トンは百九十九万と、工業用に二十万トン、飼料用等に六十四万トン、輸出用に三十五万トン、こういう予定を考えております。

○渡辺武君 そうしますと、四十七年度末が百七十九万トンで、四十八年度中の在庫の減少が百九十九万トンだから、そうしますと、差し引き四十八年度末は六十万トンの在庫がなお残る。それに二十五万トンの在庫調整分を加えて八十五万トン、こういうふうな理解していいですか。

○説明員(森治君) 先生、いま私申しましたのは過剰米で、いわゆる、何といひますか、古いお米といひますか、古々米の処理の問題を——、い

ま先生の言われましたのはその数字でござい
す。したがって、政府が——先生最初御指摘
の二十五万トンの在庫調整という分の二十五万
トンのほうは、実は四十八年度末には五十万
トンございまして、その上乗せに二十五万トンの
在庫調整をするから七十五万トンの持ち越しを政
府が持つようになる、またそういうふうにした
い、こういう計画でございまして。新米といいま
すか、四十八年度産米をこれからつくりまして、四十八
年度産米をつくりませんが、つくって残って、それが
結局七十五万トンの年度に持ち越しするように調整
をしたい。すでに五十万トンが造成済みという前
提で二十五万トンをさらにプラスする、こういう
意味でございまして。

○渡辺武君 時間がないので端的に聞きますが、
四十八年度末にはどのくらいの過剰米が残るの
ですか。四十九年三月末。

○説明員(森整治君) 四十九年三月といいま
す。ちよつとあれですけれども、米穀年度で申し上げ
たいのですけれども、米穀年度で四十九年の十月
になります。四十九米穀年度末で七十五万ト
ン。

○渡辺武君 過剰米です。
○説明員(森整治君) 過剰米は四十八年度末で六
十万トン残るといふことになりました。

○渡辺武君 それで私の計算と一致しましたよ。
それで、過剰米が六十万トン残る。まあほとん
ど底をついたと言っているくらいのものですね。
最近、過剰米の処理が急激に進んでいるとい
ふふうに考えますけれども、その辺の事情をちよつ
と伺いたいと思つたのです。私が伺ったところ
で、去年の十一月の一日現在では三百七万トンの
在庫があった。先ほどのお話ですと、四十八年三
月末の見込みで百七十九万トンということ、減
り方は非常に急激だと思つたのです。何が理由でこ
んな急激に減っているのか、その辺を伺いたい。
○説明員(森整治君) 当初から七百万トン程度の
過剰米ございましたけれども、毎年二百万トンを
処理するという計画でやってまいりました。四十

七年も大体百九十七万トンの処理ということ
で、内訳を申し上げますと、工業用で二十四万トン、飼料
用で百二十三万トン、輸出用で五十万トンとい
うことで処理をして、結果、百七十九万トン、年度
当初に残るだろうという計算をしております。

○渡辺武君 輸出が急激にふえていると思いま
すね。それから最近の飼料不足、飼料の値上がり、
これではやっぱり飼料用米も相当——飼料とし
て使われる米、これも相当今後ふえてくるの
じゃないかというふうに思いますが、その辺の見
通しどうですか。

○説明員(森整治君) 御指摘のように、東南アジ
ア——タイ等の不作が原因だと思ひますが、フィ
リピン、インドネシア、パングラデシュ、あるい
は韓国、そういうところから、いろいろ過剰米の
要請がございまして。そういうことで、実は底に切
れないというところは事実でございまして。それから
飼料用につきましても、トウモロコシ等の一部不
作、そういうものが、かわりに過剰米を放出して
ほしいという声が出ていることも事実でございま
す。

ただ、補足いたしますと、過剰米ということ
で、特別の価格で特別に処理をするという考え
でわれわれ考えております。過剰米につきましても
は、そういう点は、ひとつ御了承いただきたいと
思ひます。

○渡辺武君 最近、工業用の米の在庫が非常に
底底してきて、すでに輸入せざるを得ないような実
情になってきているというのを聞きますけれども、
その事情はどうですか。

○説明員(森整治君) これは米菓の、工業用の
いわゆるモチ米の問題ではないかというふうに思
います。みそ等の問題は、いわゆる内地の過剰米で
処理をしている、を売却をしております。

米菓につきましても、これはモチ米が必要でござ
います。モチ米の問題で、タイ等に引き合いを出
して、近く第一船が入船するというのが現状でござ
います。

○渡辺武君 そうしますと、モチ米の問題は先
ほどの御質問もありまして、私、なお重ねて伺
いたい点があるのですけれども、その前に伺いた
いのは、先ほど多田委員も指摘されましたけ
れども、いま世界的に食糧不足の問題が大きな問
題になっておる。先ほどのお話ですと、これはまあ天
候などの事情で一時的に起こった問題だといふ
うなお話がございまして。おてんとさんといふ
ことから、だから、そういう問題も、ある地域に
は起こるだろうといふことは当然のことでありま
すけれども、しかし、それにしても、ここ数年の
間引き続いてそういう事態が起こっているし、学
者なども、この天候の事情というものは、これは今
後もなお見通しは非常に暗いのだ、というよう
なことを言っている学者もございまして。私は、そ
ういふ実情のもとで、そうしていまも御答弁がござ
いまして、輸出は急激に伸びておる、特殊な条
件をつけてのものではありますけれども、急速に
伸びていくし、そうしてまた飼料用にも古米など
がもう底を告げるくらいに事態になりつつあ
る。さらにはまた、工業用米も、いま急激な投機
の対象になっているといふふうな事態まで出て
いるわけですね。そうなつてまいりますと、四十
八年度末六十万トンの在庫といふような状態で安
心していられるのかどうか、これは私は非常に疑
うところなんです。ちよつと私底すればすぐに大
きな投機が起こつて、そうしてモチ米といふ特
殊な品種ではあるけれども、急激に価格が暴騰す
るというふうな事態がすでにあらわれていて、一
体、責任を持って日本の国民に、この主食の一
つである米を安定して供給できるような体制にいま
なつておるのかどうか、その点どうですか。

○説明員(森整治君) 御指摘のとおり、四十八
米穀年度の末の在庫持ち越しというのが五十万ト
ンでございまして。それに二十五万トンといふこと
でございまして。それで四十七年度末の作柄が決
定しております。すでに五十万トン持ち越しといふこ
とも確定いたしているわけでございます。したが

いまして、来年度の、四十八年、ことしから植える
お米についてどうかといふこととございまして、
これも先ほど申しました需給上の数字につきま
しては、相当まあ簡単に言いますと甘くといいま
すか、余裕が出るように見ております。その上に
二十五万トン在庫調整をして、七十五万トンの持
ち越しを持たないといふことで考えておるわけ
でございます。その点、国内の問題につきまし
ては、まず心配はないのではなからうかといふ
うにわれわれ考えておるわけでございます。

○渡辺武君 その心配はないと考えると、いま
けれども、先ほどの御答弁を伺つておると、
たとえば、四十七年度の生産調整ですね、これは
当初目標二百五十万トン、ところが、実際は二百
三十三万トンで、当初の目標に比べて一〇・八%、
つまり超過遂行になつておるという答弁がありま
した。私は、いまの農村の事情で言えば、超過遂
行になるのもこれは当然のことだと思ふのです
よ。それはそれでいい。生産者米価を押えられ
て、このひびき物価の値上りのおりに、米はつ
くつたつて引き合わないような状態にだんだん追
いつかれて、どうしたつて農業を捨て、住み
なれた村を捨てて出かき離れをしなければや
りたくないような状態に農民は追い込まれてい
るのです。その上に、まるで米をつくる
たら国賊であるかのように言われているとい
うような実情があれば、それは生産調整の当初目標
をさらに超過遂行するほどに生産の調整をせざる
を得ないというところへ農民が追い込まれるとい
うのは、これは当然のことだと思ふのです。その条
件は、これは四十八年度になつても依然として変
わらない。なぜかといへば、この生産調整報奨金
その他の計算の根拠となつておるものは、生産者米
価を上げないといふことを前提条件として計算し
ておるのです。とうていこれでは農家の経営
というのはいけません。だとして、だとして、
余分に遂行されたといふことになつたらどうなり
ますか。二百五十万トンの生産調整だと、それに一

○%余分に超過遂行したら二十万トン減るじゃないですか。そのことも考えてみなければならぬですよ。あなた方がそろばんはじいたとおりには、なかなか現実というものは動くものじゃない。国際的な農業情勢、天候の事情も含めて、これまたあなたの方のそろばん勘定ではいかない。その上に、国内の農民の状況、これもあなたの方のそろばんの勘定どおりにいかないことは、もうすでに実績があらわれている。そういうことで、今後も国民に安定して食糧を供給するような体制にいまなっているかどうか。私はとうていなっていないと思うのです。この天下り的な強制的な生産調整政策というのは、再検討すべき時期にきているんじゃないでしょうか、どうでしょう。

○説明員(有松晃君) 本年度の目標に対して実績が行き過ぎたかどうかという御指摘でござい
ますけれども、確かに四十七年度は目標に對し
て八%オーバーをすると。これは、先ほど四十
六年度からの経緯で申し上げましたように、四十
六年度は若干目標より下回っておりまして関係

で、しかも、その時点では、まだ過剰米がかなりあるということが見通された昨年の時点におきまして、いろいろ各県あるいは農業団体等とも話し合いました際に、昨年は目標達成がどうかという危惧もありましたので、昨年におきましては、非常に強くこの目標達成を推進したわけでございますが、その結果と申しますか、各公共団体あるいは農業団体等の特段の御努力、御協力の結果で、八%上回ると、こういうふうな実績が四十七年度については出たわけでございますが、本年度におきましては、現在各農業団体あるいは県等というところのしの実施について打ち合わせをやっておりますけれども、やはり目標数量というものは、これにできるだけ近い線でおさめるということが目標数量の本来の趣旨かというふうに考えてもおりますが、私どもが現在までに打ち合わせを行なっております反響と申しますか、反応等を見ております限りでは、昨年のような超過ということではなくて、大体目標程度の実績にいくのではな

からうかというふうに考えておる次第でございます。

○渡辺武君 そんなことを言っておつて、そうしてもしあなたの方の目標がはずれば、迷惑を受けるのは国民ですよ。もうすでに農民は、それはあなた方は、いまいみじくも言いました、四十六年度は初めて生産調整が始まった年で、農民の抵抗も非常に強かったです。しかし、四十七年度になりますと、あなたの方が強制措置を非常に強くしました。そのために農民は、もう自民党農政に絶望を感じている。そうして、もう上から言ってきた調整の量よりも、はるかに多い減反をみずからやっている。そうして農業を捨てざるを得ないようなところに追い込められてきている。その条件は変わらないです、いまのほうもつとひどくなっている、こしに入ると。そういうことです。私ははつきり申し上げておきます。いまこそその作付減反措置は、これはもう再検討するべき時期にきているというふうに思います。政務次官どうですか、その点については。

○政府委員(山本敏三郎君) 私は渡辺委員の御心配、国民的立場で考えますと、正しく受けとめるべきだと思います。農林省はいろいろおつしやいますが、確かに気象庁で聞きますと、地球が第五番目の寒冷期に入っている、どうやら異常天候と農作物との間にかかりの関係があるようだ、そしてことしの天候も昨年に近い可能性があると、こういうようなことを聞いておりますけれども、何にいたしましても、世界的規模での天候と作物とのインフレーションをまず第一に集めなければいけないと、こういうことを、私は部内では意見として申しているものでありまして、先生のお話は、私としてはまともにも受けとめて、再検討は別として、やはりインフレーションを集めて、どういう判断をすべきかをやるべきだ、一農林省だけの問題ではあるいはないかもしらぬと思います。

○渡辺武君 私どもは前から、この米の作付調整の問題が出たときに、日本は少なくとも二年間ぐ

らしいのやはり在庫の米を持つべきだ、しかももみ貯蔵やその他の措置をとれば、十分に品質を落さないでできるだろうということも主張してまいりました。また、日本の農業の中でも、米作というのは、これは言ってみれば、大黒柱の一つですよ。したがって、いま自給率の急速に低下してい

る日本の農業生産の中で、米だけがいわば自給体制をとっておったので、これをくずすようなことがあつてはいかぬ、米を中心にして、その他の農産物もこれを保護をして、自給体制をおもな食糧についてはとれるようにすべきだという主張をしてまいりました。みんなそれが自民党の農政のために違つた方向に動いてきて、いまこの現実に立っているんですよ。ですから、やはり少なくとも二年間ぐらひは米の貯蔵体制もとりますが、そして不足した地域には日本の米を輸出して、そして食糧不足を補っていくということも考えながら、今後の農政を進めていく必要があると私どもは思っています。

さて、時間もきましたので、最後にモチ米の問題、私ももうちょっと触れさせていたきたいと思ふんですが、これはいま私が主張した問題のはしりとしてあらわれている問題だというふうに私は思います。あなた方は、このモチ米の価格の暴騰という原因はどこにあると思っておりますか。

○説明員（森整治君） モチ米につきましては、自主流通に移す前の、政府が全面的に買って売る、こういう時期におきましても、非常にフレがござ

いました。したがって、需給のパランスをとることが非常にむずかしい商品の一つだというふうに考えております。と同時に、比較적、毎年とは申しませんが、外モチを入れます、需給のパランスをとってまいりました。今回の価格が上がりましたことも、若干外モチの手当てにわれわれの問題があつたということを反省はいたしております。そういうことで、不測の事態ということが、やはり値段を上げておるといふふうに判断をいたしておるわけでございます。

○渡辺武君　外国に責任をなすりつけるわけにはいかぬでしょう。タイの天候が悪くてモチ米の輸入がうまくいかぬという話を私も聞いております。しかし、その問題も一つの要因ではあるけれども、私は、やっぱり国内に大きな要因がある、その点どう思いますか。

○説明員（森整治君） 基本的にやはり政府がもう少し在庫調整用のモチ米を、適正在庫といえますか、そういうものを常に注意して持っておらねばならないという反省をいたしております。あとは、原則は自主流通で正規のルートで取引をされるという、そういう面に多少一般の主食用と違ひまして、まあ何といいますが、モチ米の取り扱いにつきまして業界の中で、全農一本になかなかたより切れないという面があったのではないかと、いうことは反省をいたしておるわけでございます。

○渡辺武君 何かそんな抽象的な話では話にならぬです。具体的に言ってください。たとえば、四十七年度の生産量はどのくらいで、実際に市場に出

回る予定のものはどのくらいで、それがどうな
 っているか、その辺具体的
 にならなくていい。

○説明員（森整治君） 四十七年の生産はわれわれ
 五十七万トンというふう
 に考えております。その
 うち一回りの消費量が約
 四十五万トン、農家消費
 等も含めまして、政府の
 需給操作の対象にして
 おりますのが約十九万
 トンというふうに見て
 おります。

○渡辺武君 さつき自主主流通米に云々という話がありました。自主主流通米はどのくらい出回ると見ておったんですか。

○説明員(森整治君) 昨年の自主主流通が十八万トンでございます。その程度必要量が自主主流通として考えるべき数字であったというように考えております。

○渡辺武君 そうすると、現在までにそれはどのくらい出回っておりますか。

○説明員(森整治君) 出回りといいますが、全農の押えております数字が十三万トンでございます。

す。

○渡辺武君 全農が押えている米というのはどういうことですか。私が調べたところによりますと、十三万トン自主流通米として入る予定のところ、十二月末までに五万トンくらいしか入っていないという事ですけれども、どうですか。

○説明員(森澤治君) いま手元に五万トンという数字はございませんでございまして、十三万トンという数字は、検査数量として政府が検査をしました数字でございまして、この数字は確定だというふうに思っております。

○渡辺武君 そうしますと、十八万トンの自主流通米の予定が、いままでのところ検査した分は十三万トンと、こういうことですか。

○説明員(森澤治君) さようでございまして。

○渡辺武君 そうしますと、もうお正月も過ぎた、それにもかかわらずまだ五万トンの出回りが無いということになっていきます。これはどういうことですか。

○説明員(森澤治君) 五万トンという数字はわかりました、十二月までに自主流通として売却されたものが五万トンだそうでございまして、十三万トンというのは、先ほど言いましたように検査数量でございまして、まだ、要するに農協の手元から離れたという、離れたというか、いわゆる検査数量、出回り数量と考えてよろしいと思えますが、そういう数字でございまして、私申し上げましたのは、四十七年産米についてでございまして。

○渡辺武君 そういふ状態だからなかなかものごとの根本というのがはつきりあなたの方につかめないんです。そうでしょう。数字を聞いてもあやふやでちっともはつきりしない。しかし、いまの御答弁でもって多少わかりましたがね。十三万トン、これは検査した。ところが農協に入ったのは五万トンしか入っていない、こういうわけですね、そうでしょう。いまあなたのお話ですと。

○説明員(森澤治君) 需給課長に数字の点について説明させていただきます。

○説明員(虎谷秀夫君) 十三万トンにつきましては、食糧事務所の検査を受けてまして現在農協の倉庫にあるか、あるいはすでに売り渡されておるかどちらかでございまして、それが横に流れておるといふ事実は全然ございません。

○渡辺武君 横に流れているという事実は全然ないと言われども、そこに一番あなたの方が焦点を当てて調べなければならぬ点があるんじゃないですか。十三万トン、そのうちの十二月までに五万トンしか出回っていないという、残りの八万トンは一体どうなっているのか、これは問題ですよ。先ほどあなたの方はこういうことを言われた。大商社の買い占めというのがいわれていろいろ調べたけれども、食糧法違反になるような疑いがあるようなものはまだつかめないと、こう言った。問題は、食糧法違反でない合法的な形で買い占めが行なわれているというところに問題がある。もちろん食糧法違反の疑いのあるものもありますと私は思う。いま四十四年のモチ米が自主流通米になってから丸紅飯田とか、あるいはまた三井物産とか、トーマンとか、大きな商社が、指定業者の委託を受けて、そうして実際にこのモチ米を扱っている。この事実をあなた御存じですか。

○説明員(森澤治君) 具体的な商社の名前については承知はいたしておりますが、モチ米よりも酒米について買い付け代行ということが相当多く行なわれておるといふことは承知いたしております。

○渡辺武君 そのところでは、モチ米が問題になっているのだから、まさに商社が買い占めているんじゃないかということは一一般国民の世論になりつつある。あなたの方はもう少し良心を持って調べべきだと思う。丸紅飯田は、日産丸紅という米を扱う専門の商社を別につくっている。三井物産は、三井農産物販売会社というのをつくっているし、トーマンは、中部食糧というのをつくっている。これはみんな指定業者の委託を受けて米の買い付けの代行をやっているのです。いま十三万トンのそれは検査が行なわれた、そのうち五万

トンしか流通していない、残りの八万トンはどこへいつているんだ、これが国民の疑惑の的です。こういう大商社が買い占めをして値上がりを持っていて。当然これは予想されることです。その点あなたの方は調べましたか。

○説明員(虎谷秀夫君) ただいまの先生のお話でございまして、農協で、一応農協の倉庫に入りまして検査をしたモチ米につきましては、従来も横流れをしたことは全然ございません。従来モチ米が自由米として出回っておりますのは、いづれも未検米と申しまして、検査をしないで買い付けされて売られるようなものでございまして。モチ米は従来から、先ほど総務部長からお答えしましたように、五、六十万トンの生産がございまして、そのうち約二十万トンは農家消費、約二十万トンは自由米といたしまして未検米で流通する部門でございまして。残ります約二十万トンが自主流通米として流通する部門でございまして、その二十万トンが昨年の四十六年産米で申し上げますと十八万トン、これはその二十万トンが十三万トンになって出まいるというところでございまして、たまたま十二月までの数字がその十三万トンのうちの五万トンが出たおるといふことでございまして、あと一月、二月、三月というふうに出まいることとでございまして。その証拠に、昨年の検査数量と実際に自主流通米として出回ったモチ米の数量は一致しております。

○渡辺武君 数字のつじつまが合っているように見えるけれども、実際のいまの米の流通機構という点から考えてみれば、あなたの答弁は、私は、実情に合わないと思う。さつきもお話がありましたが、タイで不作で輸入予定の米がなかなか入ってこない、これは値上がりするだろうと、商社から当然考えます。そうしてまさに委託業者から指定を受けて直接農協に行つて買入ることのできるという商社はあつちですでに置かれていた。ここに自主流通米の最大のメリットがこれ大商社に上りがる。だから、タイ米が入ってこない、値上がりするだろうと、そこを見越して買い占め

て、そして売らないでいる。やみ米が回っていないというのはそのことです。だから上がるんです。いま自主流通米の相場、卸値は一万一千円といわれているけれども、現在の値段は、これは六十キロ一俵一万五千円前後になつていっている。ふうにささいにわれている。そんなに暴騰する理由がまさにそこにあるんじゃないでしょうか。これは食糧法違反にならない。しかも、買い占められている。とんでもないことです。これは。その上に、私もまだこれは確かめてありません、やがて確かめるつもりではありますけれども、大手商社は、このいまお話があつた未検査米、これを買いつけたら食糧法違反で処罰されるから、直接には出ないけれども、しかしながらダミーを使つてこれをやらしている。さらにまた農家へ直接出かけていって庭先から買つてくる、これは食糧法違反。これも調べる必要はあります。調べる必要はあるけれども、食糧法違反かどうかというところで調べたら、彼らはちゃんと抜け穴をつくつて引つからないようにやっていると。まさに食糧法からははずれたところで、自主流通米というその流通制度を利用して彼らが買い占めているところ、ここをこそしっかりと押えなければだめです。それをやりになるおつもりありますか。

○説明員(森澤治君) 先生御指摘の点につきましては、われわれも一応そういう疑いの目を持っていろいろ商社等にも警告を出しておるわけでございしますが、まあ、いまのようなことがもしございすれば、またそういうことがわれわれの調査で明らかになりますれば、もちろん食糧法に違反をして、何か起訴——警察的な問題のほかに、われわれ自身の行政上の措置として、一例を申し上げますと、食糧庁のお米の買い付けにつきまして、指定商社といふんです、そういうものが食糧法に違反した場合には取り消すということになつております。またそういうようなことを通じまして、適正に——もし不当なことが行なわれているとすれば、そういうことはもちろん当然の措置として

考えざるを得ないし、また考えなければならぬと思ひます。

○渡辺武君 これは重大な問題ですから、私は、また場所をあらためて農林省にいろいろ伺いたいと思つていますが、最後に一言伺いたいんですけれども、やっぱりこういう事態になつてきているこの一番底のほうにある問題ですね、これはあなた方考えなきゃいかぬじゃないかというふうに私思ふんです。なぜかといふと、このモチ米の作付反別、昭和四十年ごろ約二十万ヘクタールだった。昭和四十七年は十四万ヘクタールに減つてゐるんです。つまりモチ米の生産量が減つてきている。だからちよつとタイから輸入がうまくいかないといふことになれば、さつそく暴騰するやうな、そういう下地ができてゐるんです。そこへ自主流通米といふことで、米の流通に大商社が入り込んで、そうしてうまい汁を吸うやうな体制がすでにあなたの方の農業行政の中でもつてつくりかゝつてゐる。ここに私は問題があると思ふ。このまゝはうっておけば、やがては普通のウルチの上質米についても、これは投機の対象に必ずなります。流通量が多いなんていって、のほほんとゐるわけにはいきませんよ。必ずなる。まさにあなたの方の農業行政といふのはそういう方向をみざしてゐるじゃないですか。ここに私は、いまこの時点に立つて政府の農業政策、特に減反政策、これを全面的に再検討すべきだといふことを申し上げる最も端的な一つの根拠がここにある。これについて重ねてあなたの見解を伺つて、私の質問を終わります。

○説明員(森整治君) 先生御指摘のとおり、モチ米について需給が、逆に言いますと供給が足りなかつたという事実は御指摘のとおりだと思ひます。今年度の問題につきましては、いろいろ輸入のモチをもつて充てざるを得ないといふことで、緊急にいろいろ手配をしてゐるわけでございますが、来年につきましては、契約栽培といひますか、全農と実需者の間に一つの予約をいたしまして、生産者が全農と契約をしていくという形で、

契約栽培といふことを中心に、需給の均衡をはかるといふことを緊急に、四十八年度から手配をいたしたいといふことでいま検討中でございます。

そういうことで、お米全体につきましては、やはり大ざつぱに言つて二百万トンという生産力をどういふふうに使ふかといふことになりまして、これはやはり生産力、それだけの過剰の分がある、その中で、その残りのお米の中の配分の問題として、モチ米の約五、六十万トンの生産を確保するといふことでございまして、そういうような措置をとつてまいりたい。

それから、全般につきまして再検討しなきゃいけないのではないかとお話をございましてけれども、全体の需給をいたしましては、先ほど申しましたように、五十五万トン、七十五万トンにする、それをさらに百万トンまで持つていくといふことで、百万トンの持ち越しというのが適正な在庫であるという観念で、予約につきましても予約の数字を確保していくといふことで、先ほど御指摘ございましたけれども、運用上今年度につきましてそういうことの、不足という事態の起こらないように運用をしてまいりたいといふことで、強く都道府県を指導しておるわけでございします。

○理事(土屋義彦君) 他に御発言もなければ質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようでございますから、これより直ちに採決に入ります。

昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○理事(土屋義彦君) 全会一致と認めます。よつて、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(土屋義彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時散会

二月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、「個人企業の事業主報酬」創設に関する請願(第九号)

一、付加価値税の新設反対等に関する請願(第六四号)(第六五号)(第一九二号)(第一九三号)(第一九四号)(第一九五号)(第一九六号)(第一九七号)(第一九八号)(第一九九号)

一、個人事業主の給与制新設に関する請願(第七〇号)(第七一号)(第七二号)(第七三号)(第七四号)(第七五号)(第七六号)(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第八〇号)(第八一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)(第九二号)(第九三号)(第九四号)(第九五号)(第九六号)(第九七号)(第九八号)(第九九号)(第一〇〇号)(第一〇一号)(第一〇二号)(第一〇三号)(第一〇四号)

(第一〇五号)(第一〇六号)(第一〇七号)(第一〇八号)(第一〇九号)(第一一〇号)(第一一一号)(第一一二号)(第一一三号)(第一一四号)(第一一五号)(第一一六号)(第一一七号)(第一一八号)(第一一九号)(第一二〇号)(第一二一号)(第一二二号)(第一二三号)(第一二四号)(第一二五号)(第一二六号)(第一二七号)(第一二八号)(第一二九号)(第一三〇号)

(第一三一号)(第一三二号)(第一三三号)(第一三四号)(第一三五号)(第一三六号)(第一三七号)(第一三八号)(第一三九号)(第一四〇号)(第一四一号)(第一四二号)(第一四三号)

(第一四四号)(第一四五号)(第一四六号)(第一四七号)(第一四八号)(第一四九号)(第一五〇号)(第一五一号)(第一五二号)(第一五三号)(第一五四号)(第一五五号)(第一五六号)(第一五七号)(第一五八号)(第一五九号)(第一六〇号)(第一六一号)(第一六二号)(第一六三号)(第一六四号)(第一六五号)(第一六六号)(第一六七号)(第一六八号)(第一六九号)(第一七〇号)(第一七一号)(第一七二号)(第一七三号)(第一七四号)(第一七五号)(第一七六号)(第一七七号)(第一七八号)(第一七九号)(第一八〇号)(第一八一号)(第一八二号)(第一八三号)

一、付加価値税の新設反対に関する請願(第一八四号)(第一八五号)(第一八六号)(第一八七号)(第一八八号)(第一八九号)(第一九〇号)(第一九一号)(第一九二号)(第一九三号)(第一九四号)(第一九五号)(第一九六号)(第一九七号)(第一九八号)(第一九九号)

(第二〇〇号)(第二〇一号)(第二〇二号)(第二〇三号)(第二〇四号)(第二〇五号)(第二〇六号)(第二〇七号)(第二〇八号)(第二〇九号)(第二一〇号)(第二一一号)(第二一二号)(第二一三号)(第二一四号)(第二一五号)(第二一六号)(第二一七号)(第二一八号)(第二一九号)(第二二〇号)(第二二一号)(第二二二号)(第二二三号)(第二二四号)(第二二五号)(第二二六号)(第二二七号)(第二二八号)(第二二九号)(第二三〇号)

(第二三一号)(第二三二号)(第二三三号)(第二三四号)(第二三五号)(第二三六号)(第二三七号)(第二三八号)(第二三九号)(第二四〇号)(第二四一号)(第二四二号)(第二四三号)

(第一四四号)(第一四五号)(第一四六号)(第一四七号)(第一四八号)(第一四九号)(第一五〇号)(第一五一号)(第一五二号)(第一五三号)(第一五四号)(第一五五号)(第一五六号)(第一五七号)(第一五八号)(第一五九号)(第一六〇号)(第一六一号)(第一六二号)(第一六三号)(第一六四号)(第一六五号)(第一六六号)(第一六七号)(第一六八号)(第一六九号)(第一七〇号)(第一七一号)(第一七二号)(第一七三号)(第一七四号)(第一七五号)(第一七六号)(第一七七号)(第一七八号)(第一七九号)(第一八〇号)(第一八一号)(第一八二号)(第一八三号)

一、付加価値税の新設反対に関する請願(第一八四号)(第一八五号)(第一八六号)(第一八七号)(第一八八号)(第一八九号)(第一九〇号)(第一九一号)(第一九二号)(第一九三号)(第一九四号)(第一九五号)(第一九六号)(第一九七号)(第一九八号)(第一九九号)

(第二〇〇号)(第二〇一号)(第二〇二号)(第二〇三号)(第二〇四号)(第二〇五号)(第二〇六号)(第二〇七号)(第二〇八号)(第二〇九号)(第二一〇号)(第二一一号)(第二一二号)(第二一三号)(第二一四号)(第二一五号)(第二一六号)(第二一七号)(第二一八号)(第二一九号)(第二二〇号)(第二二一号)(第二二二号)(第二二三号)(第二二四号)(第二二五号)(第二二六号)(第二二七号)(第二二八号)(第二二九号)(第二三〇号)

(第二三一号)(第二三二号)(第二三三号)(第二三四号)(第二三五号)(第二三六号)(第二三七号)(第二三八号)(第二三九号)(第二四〇号)(第二四一号)(第二四二号)(第二四三号)(第二四四号)(第二四五号)(第二四六号)(第二四七号)(第二四八号)(第二四九号)(第二五〇号)(第二五一号)(第二五二号)(第二五三号)(第二五四号)(第二五五号)(第二五六号)(第二五七号)(第二五八号)(第二五九号)(第二六〇号)(第二六一号)(第二六二号)(第二六三号)(第二六四号)(第二六五号)(第二六六号)(第二六七号)(第二六八号)(第二六九号)(第二七〇号)(第二七一号)(第二七二号)(第二七三号)(第二七四号)(第二七五号)(第二七六号)(第二七七号)(第二七八号)(第二七九号)(第二八〇号)(第二八一号)(第二八二号)(第二八三号)

一、勤労者の所得税ならびに住民税の課税最低限の引上げ等に関する請願(第二二二号)

第九号 昭和四十七年十二月二十六日受理
「個人企業の事業主報酬」創設に関する請願(三

通)
請願者 岩手県和賀郡和賀町横川目一一ノ
一、二六号伊和賀町商工会内和賀町
青中者協会内 伊藤富造外二名

紹介議員 増田 盛君

個人企業の経営の近代化のために、経理上認められている「個人企業の事業主報酬」を国税、地方税を通じて税法上の必要経費に認められたい。

理由

一、私も青色申告会をはじめとする全国の各種中小企業諸団体等の統一要望であり、通産省・中小企業庁の税制改正意見となつていた「個人企業の事業主報酬の創設」が見送られ、かわつて、政府の四十六年度税制改正で、「青色事業主特別経費準備金制度」が創設され、これが四十七年度改正で「青色申告控除」に改正された。しかし、この青色申告控除制度は私どもの要望する「事業主報酬」に対する回答とはならないばかりか、勤労性所得に事業税がかかつている不合理さは解決されない。

二、現行税制は個人企業の事業主報酬の必要経費算入を認めず、ために、生業から企業への自助努力の芽をつみとり、経営近代化への道をばはんでいる。

第六四号 昭和四十八年一月十六日受理

付加価値税の新設反対等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市柳本町四ノ二八 上

田昭三外六千四百五十一名

紹介議員 星野 力君

中小業者の営業の繁栄と勤労者の生活の向上のために、左記の税制に関する事項を議決し、ただちに必要な措置をとるよう要望する。

一、物価をつり上げ、重税と記憶や納税のはん雑化をもたらず付加価値税を新設しないこと。

二、年所得百五十万円（四人家族）まですべての税金を免税とし、生活費には課税されないようにすること。

三、物品税の課税品目の拡大、自動車重量税やガソリン税の増税をやめ、工業再配置税（工場追い出し税）などの新税をつくらないこと。

四、事業主の給与制を新設し、専従者給与の事前届け制（青色）を廃止すること。事業専従者控

除（白色）を大幅に引き上げること。

五、固定資産の評価がえによる増税をやめ、固定資産税の免税点を大幅に引き上げること。

六、大企業を優遇する租税特別措置による減免制度を廃止すること。

理由

田中内閣は「日中国交回復」、「日本列島改造」、「五千億減税」など国民の要求にこたえるようなよそおいをしながら、実際には大企業の地方進出を優遇・援助する工業再配置促進法の実現をすすめ、中小企業の追い出しをはかり、消費者米価をはじめ公共料金の値上げ、付加価値税の布石としての物品税の全面的な洗い直しや工場追い出し税の新税創設など中小業者や勤労者の経営と生活をいつそう困難におとしめようとしている。

第六五号 昭和四十八年一月十六日受理

付加価値税の新設反対等に関する請願

請願者 東京都町田市野津田町一、八五六

中村安男外五千九百六十八名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一九二号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対等に関する請願

請願者 岐阜県羽島郡笠松町地及三五の一

下山一夫外五千三百二十三名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一九三号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対等に関する請願

請願者 広島県呉市桃山町政政 上本健吾

外五千八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一九四号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区星崎町殿海道五八七

水野秀達外六千六百三名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一九五号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対等に関する請願

請願者 愛知県豊明市栄町殿ノ山二八ノ三

○森田幸男外五千四百四名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一九六号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対等に関する請願

請願者 京都府福知山市堀七八九 外賀三

敬外七千七百十三名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一九七号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市岸田堂南町二一

中村勝平外七千四百十四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一九八号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対等に関する請願

請願者 札幌市白石区菊水西町一二丁目

中島勝美外六千四百十五名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一九九号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対等に関する請願

請願者 愛媛県松山市三番町二ノ四ノ三〇

崎岡卓見外五千四百三十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第七〇号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 群馬県太田市新野七六九 穂刈嶽

雄

紹介議員 足鹿 覺君

「青色・白色を問わず個人事業主の給与制を認める」よう議決し、政府に強く要望されたい。

理由

個人事業の場合、店主と営業に従事している家族が、みずからの労働力を提供して日々の営業を維持しているが、この労働力（自家労働）がいまの税法では必要経費として認められず課税の対象となつてゐる。このことは法人の場合、給与ということで必要経費として認められているのとくらべてきわめて不公平である。

第七一号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 群馬県山田郡大間々町一、三八三

山川幸太郎

紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七二号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市大手町一九ノ一五

花房榮雄

紹介議員 苗ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七三号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 横浜市中区新山下二ノ七ノ五

岸みつえ

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七四号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 横浜市中区大橋町二ノ三五 五十

紹介議員 伊部 真君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七五号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市佐野町一ノ二三
杉山唯芳

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七六号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 宮城県名取市名取が丘三ノ一〇一
四四 庄子利男

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七七号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 横浜市中区元町四ノ一七一 富沢
光孝

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七八号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県川崎市中原区上丸子山手
町一ノ一、四一三 東田昌次

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七九号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県川崎市川崎区中島一ノ六
ノ一二 大山勉

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八〇号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県川崎市中原区小杉御殿町
一ノ九一六 中川信次

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八一号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県川崎市中原区新丸子東一
ノ七九二 宮田徳蔵

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八二号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県川崎市幸区河原町団地一
ノ六一四 羽田征一郎

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八三号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 新潟県北魚沼郡米内村長島 大平
誠

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八四号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 群馬県高崎市大橋町 安藤幸男

紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八五号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県川崎市幸区南加瀬二、一
七四 日原篤

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八六号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県相模原市橋本二ノ一四ノ
一 亀山浩二

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八七号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県相模原市小山三ノ一五ノ
八 古賀達男

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八八号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 長野市稲里町中米飽 小林清森

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八九号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 北海道北見市寿町三ノ五 益井愛
人

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第九〇号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 東京都品川区戸越一ノ二三ノ一〇
中里昇治

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第九一号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 東京都品川区戸越一ノ四ノ一四
大黒敏雄

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第九二号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 千葉県船橋市飯山満町三ノ一七二
笠井チヨ子

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第九三号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 愛知県岡崎市柱町字高木三二 川
口三七雄

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第九四号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 大阪市港区夕風一ノ八ノ三一 宮
原清

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第九五号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県平塚市北金目四三九ノ二
金山守男

紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第九六号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 愛知県知立市山屋敷町 樋田稔
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第九七号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 大阪府城東区今福南二ノ一〇八
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第九八号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 愛知県刈谷市中山町一ノ一 久保
紹介議員 田中美代吉
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第九九号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 愛知県岡崎市上和田町荒野一四
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一〇一号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 大阪府西成区松田町二ノ二四 真
紹介議員 鍋忠幸
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一〇二号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 静岡市中島六三七ノ七 滝次郎
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一〇三号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 愛知県知立市山町山三二二 梅村
紹介議員 幹彦
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一〇四号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 大阪府西成区山王町二ノ三四 宮
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一〇五号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 大阪府茨木市安威一、〇九三 山
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一〇六号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 大阪府茨木市中穂積一ノ四ノ三一
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一〇七号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 大阪府茨木市上中条一ノ二ノ五
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一〇八号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 兵庫県西宮市津門川町六ノ四 爲
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一〇九号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 宮崎市昭和町一八六 日高三三夫
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一一〇号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市西字烏帽子方一〇五
紹介議員 田中祥晃
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一一一号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 大阪府高槻市芥川町二ノ二三ノ一
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一一二号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 名古屋市千種区大久手町三ノ六
紹介議員 松永 忠二君

個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 宮城県仙台市国見四ノ六ノ一〇
松井哲昭外一名

第一一三号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 大阪府東住吉区喜連町 長野富子
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一一四号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 愛媛県松山市吉藤町三九 和田真
次

第一一五号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 愛媛県松山市千舟町七ノ八ノ四
大本喜久

第一一六号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 兵庫県川西市山下字大蔵四ノ一
青木一紀

第一一七号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 名古屋市千種区大久手町三ノ六
紹介議員 松永 忠二君

第一一八号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 名古屋市千種区大久手町三ノ六
紹介議員 松永 忠二君

第一一九号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 名古屋市千種区大久手町三ノ六
紹介議員 松永 忠二君

第一二〇号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 名古屋市千種区大久手町三ノ六
紹介議員 松永 忠二君

第一二一号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 名古屋市千種区大久手町三ノ六
紹介議員 松永 忠二君

第一二二号 昭和四十八年一月十七日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 名古屋市千種区大久手町三ノ六
紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一一八号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 大阪府福島区下福島三ノ一〇一

長谷徹

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一一九号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 大阪府都島区都島北通二ノ一六ノ四 角田昇

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二二〇号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 静岡県清水市村松原二ノ二ノ二三 鈴木一

紹介議員 水口 宏三君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二二二号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 北九州市小倉区大田町一ノ二七小 倉民主商工会内 杉本春夫

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二二三号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 兵庫県明石市西新町四ノ九一ノ一 米野勝義

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二二三号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 大阪府吹田市古江台四ノ一B九ノ三二〇 近藤利夫

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二二四号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 大阪府都島区内代町二ノ二ノ二九 渋谷敦

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二二五号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 名古屋市中区四條町三ノ一 中西 八郎

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二二六号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 横浜市区岡野一ノ一三ノ一一 小倉政男

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二二七号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 神奈川県大和市下鶴間一、五三五 小林悦子

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二二八号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 神奈川県大和市福田二、一七二 角田陽子

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二二九号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 神奈川県川崎市川崎区小田二ノ二〇ノ一三 山口和朗

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三三〇号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 北海道小樽市入船一ノ二ノ一三 木村芳喜

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三三一号 昭和四十八年一月十七日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 神奈川県大和市大和東二ノ七ノ三〇 島田八重子

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三三二号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 千葉県船橋市南本町三九ノ一〇 山本正昭

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三三三号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 千葉県習志野市本大久保四ノ一七 千葉県習志野市本大久保四ノ一七

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三三四号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 横浜市戸塚区中田町一、〇五三 原昇

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三三五号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 横浜市戸塚区戸塚町一〇五 南巖

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三三六号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 埼玉県富士見市大字水子一四ノ二 四 橋本照男

紹介議員 伊部 真君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三三七号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 大阪府豊川市香里北之町八ノ一 成瀬喜代子外一名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三三八号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 横浜市中区三春台一二五 田中博

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三三九号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 神奈川県川崎市川崎区大師本町五ノ一二 吉田三三夫

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一四〇号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 群馬県桐生市東四ノ一〇ノ八 藤掛和雄

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一四一号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 横浜市南区井土ヶ谷中町二六 石黒光正

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一四二号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 群馬県前橋市国領町二ノ五ノ七 小林政利

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一四三号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 神奈川県平塚市中原上宿一、一九六 藤岡修三

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一四四号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 群馬県渋川市阿久津九九 福島岩雄

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一四五号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 群馬県渋川市大崎一、六三三ノ二 角田英治

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一四六号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 千葉市南町三ノ一五 今村秀之助

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一四七号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 群馬県渋川市二、一四七ノ三 高井義孝

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一四八号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 群馬県桐生市横山町二ノ六 斎藤六市郎

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一四九号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 千葉市野呂町七七一 笹井久寿

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一五〇号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 栃木市蘭部町一ノ一〇ノ八 荒川二朗

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一五一号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 千葉県船橋市三咲町四一ノ六四 田島吉之助

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一五二号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 群馬県桐生市元宿町二、〇三三 小池輝代

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一五三号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 横浜市南区庚台一 鈴木幹二

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一五四号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 栃木市嘉右衛門町二ノ一七 若林敏雄

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一五五号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 栃木県小山市本郷町三ノ三ノ四 石村藤市

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一五六号 昭和四十八年一月十八日受理

請願者 神奈川県横浜須賀台一ノ九ノ三〇三 鈴木忠喜

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一五七号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 横浜市南区清水丘三二九 助森良一

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一五八号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 栃木市祝町一ノ九 神原祐吉

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一五九号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 栃木県小山市扶桑町五 瀧田了

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一六〇号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 神奈川県相模原市若松一ノ一六ノ一二 安田多子

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一六一号 昭和四十八年一月十八日受理

個人事業主の給与制新設に関する請願

請願者 千葉県船橋市三山町一五三 稲田守男

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一六二号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 群馬県桐生市横山町一ノ三 上田 守雄

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一六三号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 群馬県桐生市境野町七ノ七九 金子進

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一六四号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 広島県因島市土生町荒神 竹田康生

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一六五号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県大和市福田四、九六六ノ一三 佐藤晴子

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一六六号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県平塚市千石河岸五五ノ八 尾崎秀之

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一六七号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 横浜市磯子区森四ノ七ノ八 上村

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一六八号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 横浜市戸塚区上倉田町一、〇二九 横山徳二郎

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一六九号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県川崎市幸区北加瀬四六〇 村田邦男

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一七〇号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県川崎市川崎区四谷上町一 九四 宮越俊夫

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一七一号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市亀井野三、三〇四 阿部勝治

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一七二号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 長野市三輪三ノ七ノ六 石井修吾

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一七三号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 埼玉県越谷市北越谷二ノ四二ノ二 中田成一

紹介議員 水口 宏三君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一七四号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 新潟市女池上山四二九 舩田実

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一七五号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 群馬県勢多郡新里村小林七四四 石関伸

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一七六号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 群馬県高崎市飯塚町七四四 仲俣 二郎

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一七七号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 千葉県船橋市習志野台一ノ一、四 六三 進佳子

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一七八号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 群馬県前橋市青柳町六五三ノ二 坂田進

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一七九号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 千葉県市川市国府台三ノ一三ノ五 六 立花泉太

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一八〇号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 千葉県習志野市藤崎四ノ一四ノ三 二 梅田宗雄

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一八一号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 千葉県市川市北方一ノ九ノ二 柏崎清

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一八二号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 栃木市祝町一ノ一六 寺内登

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一八三号 昭和四十八年一月十八日受理
個人事業主の給与制新設に関する請願
請願者 神奈川県川崎市多摩区登戸一、七 〇九 南條兼男

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一八四号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢二ノノ三湘

請願者 南民主商工会内 木村隆

紹介議員 占部 秀男君

付加価値税新設には強く反対であるから、国会は、「付加価値税新設をしないよう」議決し、政府に要望されたい。

理由

政府は、来年度の税制改正で物品税の手直しに着手しようとしているが、これは、「付加価値税」導入の布石を意図したものである。この「付加価値税」については、世論の非難と反対をうけており、諸外国の実例をみてもわかるように、物価高にいつそう拍車をかけ、国民生活を苦しめるものであり、さらに、中小業者にとつては、徴税面での実務負担の増大や、消費者に転嫁できない税金の実際のな肩がわりなど過重な困難が付随する。

第一八五号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡小出町向山小出民

主商工会内 菊田一夫

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第一八六号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 京都市上京区智恵光院通丸太町下

ル共栄企業組合内 秋田清二郎

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第一八七号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 京都市上京区小川通今出川上ル光

正企業組合内 竹内静雄

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第一八八号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢二ノノ三湘

請願者 南民主商工会内 手塚昇

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第一八九号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢二ノノ三湘

請願者 南民主商工会内 川辺昭一

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第一九〇号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢二ノノ三湘

請願者 南民主商工会内 大山紀子

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第一九一号 昭和四十八年一月十八日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 京都市北区紫野上薬山町二五西陣

請願者 整経同業組合内 河村貞男

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二二六号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 東京都中央区月島二ノ一六ノ六

請願者 宮田喜平次外千十四名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二二七号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 神戸市垂水区清水通五ノ二三 中

紹介議員 山崎美外千十三名

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二二八号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 神戸市垂水区東垂水町前田 小山

請願者 章外千十二名

紹介議員 苗ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二二九号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 東京都新宿区柳町二〇 村井和子

外千二百九十五名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三二〇号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 北九州市八幡区折尾大膳 右田浅

子外千百十五名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三二二号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市一幸町 島田綾

子外千四百八十名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三二三号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 名古屋市中千種区北千種町一五〇仲

田住宅二二ノ三五 条仁外三百

三十五名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三二三号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋茅場町二ノ一

二 水木定義外千二百五十一名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三二四号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 東京都中央区月島一ノ二二ノ四

島田テル外千三百九十六名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三二五号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 福岡市中央区高砂二丁目築地ビル

内電気工事業九州協同組合理事長

永野良仁外二十八名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三二六号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 東京都府中市寿町三ノ一一ノ一四

東京土建一般労働組合北多摩支部

内 渡辺武雄外十名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三二七号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 北海道帯広市東六条南二二 竹田

敏雄外三百五十七名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二二八号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 京都市伏見区深草下横縄町二二ノ一 うちからセンター内 山本進外二千五百名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二二九号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市山本字西畑四 園田 静子外二千五百五十七名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三三〇号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市西野上川原二二 幸 地盛吉外二千三百名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三三一号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 東京都中央区築地四ノ一〇ノ一三 西城もと外千八百名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三三二号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 東京都江東区新大橋二ノ一九ノ九 渡田健治外千八百名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三三三号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 東京都中央区月島一ノ七ノ二 佐 藤久雄外千四百四十四名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三三四号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 神戸市長田区池田宮町四三ノ二 田中俊和外六百七十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三三五号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 札幌市中央区南一条西一九丁目 斎藤孝吉外三千六百四十二名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三三六号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 神戸市長田区池田新町 井上正雄 外千八百八十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三三七号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市南塚口町五ノ一三ノ九 浜谷均外千六百十八名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三三八号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 神戸市葺合区中尾町七ノ二 出 口正治外千六百十八名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三三九号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 兵庫県明石市二見町東二見二四七 今井五司外五百五十五名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二四〇号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 千葉県市川市八幡四ノ一七ノ二二 坂本英一外千八百一名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二四一号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市豊南町東二ノ七ノ一 九 峰崎正文外千六十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二四二号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 大阪府生野区箕田四二六八 高見 昇外四千二百二十四名

紹介議員 成瀬 曜治君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二四三号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 神戸市兵庫区上沢通二ノ二二 大

務博外四千五百九十八名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二四四号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 京都市中京区壬生森町一〇 近者 徹也外千七百名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二四五号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市跡部本町一ノ三ノ二 五 大西貞代外千四百五十名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二四六号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 東京都中央区勝どき二ノ一〇ノ九 長谷川政一郎外千四百五十八名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二四七号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 大阪府河内長野市本戸町六六九 高柳登外二千二百八十名

紹介議員 水口 宏三君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二四八号 昭和四十八年一月二十六日受理

付加価値税の新設反対に関する請願

請願者 和歌山市小松原通三ノ一 教育会館 内日本中国友好協会和歌山県連合 会内 山本正治外八十七名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二四九号 昭和四十八年一月二十六日受理
付加価値税の新設反対に関する請願
請願者 大阪市西區九条南二ノ二五ノ二〇
当麻一雄外千九百一名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二五〇号 昭和四十八年一月二十六日受理
付加価値税の新設反対に関する請願
請願者 兵庫県明石市東仲ノ町三ノ三四
川野高外八百八十名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二五一号 昭和四十八年一月二十六日受理
付加価値税の新設反対に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市平松町三ノ三〇 藤
井榮吉外三千四百七十名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二五二号 昭和四十八年一月二十六日受理
付加価値税の新設反対に関する請願
請願者 北海道帯広市西一四条北二丁目
古閑孝外千五百四十八名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二五三号 昭和四十八年一月二十六日受理
付加価値税の新設反対に関する請願
請願者 長崎県佐世保市祇園五ノ八 和田
政彦外千七百二十九名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第二〇二号 昭和四十八年一月二十三日受理
勤労者の所得税ならびに住民税の課税最低限の引
上げ等に関する請願
請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島
県議会議長 佐多宗二
紹介議員 迫水 久常君

政府は、低所得者に対する税負担軽減の見地か
ら、基礎控除の引上げ等を講ぜられているが、さ
らに、これを促進、強化するため、左記のような
措置を講ぜられたい。

一、勤労者の所得税および住民税の課税最低限を
引き上げ、退職金の非課税額を引き上げるこ
と。
二、給与所得者の必要経費を認め、給与所得控除
を大幅に引き上げること。
三、教育費、住宅費、医療費等の控除の新設、拡
大をはかること。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。
一、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国と
の間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等
の償還に関する特別措置法案

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間
の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還
に関する特別措置法案
農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との
間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の
償還に関する特別措置法案

（趣旨）
第一条 この法律は、最近における国際収支の状
況にかんがみ、対外経済関係の調整に資するた
め、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国と
の間の協定に基づいて借り入れた外貨資金及び
日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づく

債務（以下「借入外貨資金等」という。）で、履
行期限の到来していないものを当該期限を繰り
上げて償還することにより必要となる特別措置
を定めるものとする。

（借入金）
第二条 政府は、昭和四十八年度において、履行
期限の到来していない借入外貨資金等を当該期
限を繰り上げて償還するため必要があるときは
は、三百五十億円を限り、予算で定めるところ
により、産業投資特別会計の負担において、借
入金をすることができる。

2 政府は、昭和四十九年度において、前項の規
定による借入金の償還金及び利子を支弁するた
め必要があるときは、三百五十億円から百十億
円を控除した金額を限り、予算で定めるところ
により、産業投資特別会計の負担において、借
入金をすることができる。

3 政府は、昭和五十年年度において、前項の規定
による借入金の償還金及び利子を支弁するため
必要があるときは、三百五十億円から百十億円
と百二十億円との合算額を控除した金額を限
り、予算で定めるところにより、産業投資特別
会計の負担において、借入金をすることができ
る。

4 前三項の規定による借入金は、一年内に償還
しなければならない。

（産業投資特別会計の歳入歳出等）
第三条 前条第一項から第三項までの規定による
借入金は、それぞれその借入れをした年度にお
ける産業投資特別会計の歳入とし、当該借入金
の償還金及び利子は、それぞれその支出をした
年度における同会計の歳出とする。

2 前条第一項から第三項までの規定による借入
金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎
会計年度、産業投資特別会計から国債整理基金
特別会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

二月六日本委員会に左の案件を付託された。
一、身体障害者の使用する自動車の重量税撤廃
等に関する請願（第二六九号）

第二六九号 昭和四十八年一月三十一日受理
身体障害者の使用する自動車の重量税撤廃等に
関する請願
請願者 京都市南区猪熊通東寺道下ル 前
川駿蔵
紹介議員 大橋 和孝君

左記事項について実現を図られたい。
一、身体障害者の使用する自動車の重量税を撤廃
すること。
二、身体障害者の使用する自動車の物品税免除
に係る排気量二千ccまで制限を緩和すること。
三、身体障害者の使用する自動車のガソリンの内
一箇月百リットル分の消費税の免除をすること。

理由
私達身体障害者は、交通戦争と生存競争の激しい
近時、車いす及び義足によつて歩行するなどの生
活は困難となり、生計維持のため高価な自動車を
補装具の杖や義足同様に常用している。しかしそ
の車を使用するにあたり重量税等が課せられてい
るため、自己更生をはばまれ生活をおびやかされ
ている。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。
一、関税法等の一部を改正する法律案
関税法等の一部を改正する法律案
関税法等の一部を改正する法律案
関税法等の一部を改正する法律案

（関税法の一部改正）
第一条 関税法（明治四十三年法律第五十四
号）の一部を次のように改正する。
第十四条第三号の三中「国際博覧会、国際見
本市」を「博覧会、見本市」に、「国際博覧会

等」を「博覧会等」に改め、同条第六号の三中「五千円」を「一万円」に改める。
第十五条第一項第五号の二中「国際博覧会等」を「博覧会等」に改める。
第十七条の二第二項中「機械又は装置の組立てに使用する工具、建設事業に使用する機械その他これらに類する貨物（本邦で生産すること

が困難なものに限る。）のうち政令で定める物品」を「長期間にわたつて使用することができ、かつ、通常その輸入が貸借契約に基づき、又は請負契約の履行に関連して、本邦で一時的に使用するため行なわれる貨物のうち政令で定めるもの」に、「が長期間」を「のできる期間が特に長期」に改める。

別表第九・〇一号中「（一）コーヒー豆（いつてないものに限る。）」

三五％を

（一）コーヒー豆（いつてないものに限る。）

無税に改める。

別表第二二・〇八号中「三 その他のもの」

一〇％を

三 こんなにやういも（切つたもの、乾燥したもの及び粉状にしたものを含む。）

四〇％に改める。

四 その他のもの

一〇％に改める。

別表第一四・〇五号を次のように改める。

一四・〇五 植物性生産品（他の号に該当するものを除く。）

一 海藻（乾燥したものを含む。）

（一）てんぐさその他寒天製造用のもの

（二）その他のもの

二 雁皮

三 その他のもの

無税

別表第一八・〇一号中「五％」を「無税」に改める。

六 モリブデン鉱

（一）当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

（二）その他のもの

無税

別表第二六・〇一号中

（一）研摩、あなあげその他これらに類する加工をしてないもの

（二）ボルト、カーボナードその他の工業用ダイヤモンド

無税

六 モリブデン鉱

無税に改める。

別表第二九・〇一号中「ベーターメチルナフタリン」を「メチルナフタリン」に改める。

（一）研摩、あなあげその他これらに類する加工をしてないもの

（二）ボルト、カーボナードその他の工業用ダイヤモンド

（三）水晶

無税

別表第七一・〇二号中

（一）研摩、あなあげその他これらに類する加工をしてないもの

一〇％を

「一 研摩、あなあげその他これらに類する加工をしてないもの」

無税に改める。

別表第八四・四五号を次のように改める。

八四・四五 金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）

一 工作機械

（一）数値制御式のもの

（二）その他のもの

（三）数値制御式のもの

一五％

（四）その他のもの

（五）その他のもの

一五％

（関税法の一部改正）

第二条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二中「同条第一項」を「第四十五条第一項」に改める。

第六十二条の二中「国際博覧会、国際見本市」を「博覧会、見本市」に、「国際博覧会等」を「博覧会等」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（宇宙開発用物品等の免税）

第六条 人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他宇宙開発の用に供する物品並びに税関長の承認を受けた工場においてこれらの製作に使用する素材のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和五十年三月三十一日までに輸入され

るものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第八条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第八条の四第一項第一号中「第八条の二第一項」の下に「第一号又は」を加え、「及び同項第二号に掲げる物品」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項前段又は後段に規定する場合において、特恵対象物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれなく、かつ、当該特恵対象物品の輸入の促進を図るため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品を指定し、同項前段又は後段の規定の適用を停止することができる。

別表第一第二〇・〇六号を次のように改める。

二〇・〇六 肉及び食用のくず肉（塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。）

一 ハム及びベーコン

（一）課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分の一五を乗じて得た額以下のも

の

一キログラ

別表第一第〇八・〇一號中 (1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの

別表第一第〇九・一〇號中 (1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 生鮮のもの (2) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの

別表第一第二一・〇七号中

「二 除虫菊のうち」
当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

「一 セメンシナその他サントニン採取用のもの」
二 除虫菊のうち

無税

当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

別表第一第二二・〇八号中「三 その他」を「四」に改める。

別表第一第二四・〇五号中「一 海藻（乾燥したものを含む）」を「一 海藻（乾燥したものを含む）」に、「四」その他のものを「三」に改める。

別表第一第二五・〇一号中「一 キログラムにつき二円」を「一 キログラムにつき一〇円」に改める。

別表第一第二五・〇七号中「一 キログラムにつき二五円」を「一 キログラムにつき三三円」に改める。

別表第一第二七・〇一を次のように改める。

一七・〇一 てん菜糖及び甘しや糖（固体のものに限る。）

二 その他のもの

一 キログラムにつき五七円

別表第一第二八・〇四の次に次の一号を加える。

一八・〇五 ココア粉（甘味を付けたものを除く。）

二五%

別表第一第二三・〇一号中「一 キログラムにつき二〇円」を「一 キログラムにつき一七円」に改める。

別表第一第二三・〇七号中「で、政令で定める日（i）において「指定日」という。」から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの」を削り、「指定日から昭和四十八年三月三十一日まで」を「当該年度」に改める。

別表第一第二五・〇二を削る。

別表第一第二五・〇三及び第二五・〇四を次のように改める。

二五・〇三 いおう（昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおうを除く。）

一 トンにつき三、〇〇〇円

二五・〇四 天然黒鉛

一 全重量の七五%以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの

一二%

別表第一第二五・一一の次に次の一号を加える。

二五・二〇 天然石膏、天然無水石膏及び天然石膏を焼いたもの並びに硫酸カルシウムをもととしたプラスチック（天然石膏を焼いたもの及びプラスチックにあつては、着色してあるかどうかを問わないものとし、歯科用に特に調製したプラスチックを除く。）

無税

別表第一第二六・〇一に次のように加える。

六 モリブデン鉱

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

七・五%

別表第一第二七・〇九及び第二七・一〇を次のように改める。

二七・〇九 石油及び歴青油（原油に限る。）

(1) 低いおう原油（いおう分の含有量が全重量の二%以下のものに限る。）のうち製油の原料として使用されるもの

(2) その他のもの

一 キロリットルにつき五三〇円
一 キロリットルにつき六四〇円

二七・一〇

石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。）

(一) 揮発油

A 低重合度の混合アルキレンのうちトリプロピレン

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留温度と減失量加算九五%留温度との温度差が二度以内のもの（Aに掲げるものを除く。）

C その他のもの

(b) その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者

一 キロリットルにつき

無税

一〇%

(一) 燈油

がガスの製造に使用するもの

B その他のもの

一二五円
一キロリッ
トルにつき
一、五二〇
円

(四) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(1) 製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第五九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。）

一キロリッ
トルにつき
六四〇円

(2) その他のもの

(i) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するものに限り）のうち、農林漁業の用に供されるもので、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

(ii) 重油及び粗油で製油の原料として使用されるものの以外のもの（農林漁業の用に供されるものを除く。）について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの

(iii) その他のもの

一キロリッ
トルにつき
九五五円
一キロリッ
トルにつき
二、二八〇
円

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、
〇・九二七三以下のもの

(1) 製油の原料として使用されるもの

一キロリッ
トルにつき
六四〇円

(2) その他のもの

(i) 共通の限度数量以内のもの

一キロリッ
トルにつき
七三〇円

(ii) その他のもの

C 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの

一キロリッ
トルにつき
二、二八〇
円

(1) 製油の原料として使用されるもの

一キロリッ
トルにつき
六四〇円

(2) その他のもの

(i) 共通の限度数量以内のもの

(ii) その他のもの

(イ) その他のもの
二 石油又は歴青油の調製品（一に掲げるものを除く。）
(ロ) その他のもの

一キロリッ
トルにつき
六六〇円
一キロリッ
トルにつき
二、二八〇
円

別表第一第二七・一三三号に次のように加える。
A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの

七・五%

別表第一第二八・三九号中「(二) その他のもの」

七・五%」を

別表第一第二九・〇一を次のように改める。
(イ) その他のもの
無税」に改める。

二九・〇一 炭化水素

三 芳香族炭化水素

(イ) メチルナフタリン

二・五%

	四 その他のもののうち 五 エチリデン・ノルボルネン	無税
別表第二一九・二三号中	三 ビタミンB群及びその誘導体 (一) ビタミンB ₁ 及びその誘導体	七・五％ に改める。
別表第一二九・三八号中	二 ビタミンA及びその誘導体 三 ビタミンB群及びその誘導体 (一) ビタミンB ₁ 及びその誘導体	七・五％ 七・五％ に改める。
別表第三三一・〇九号中	四 合成樹脂を含有する塗料（一から三までに掲げるものを除く。） (一) 合成樹脂塗料 (二) その他のもの 五 パールエッセンス 一〇 その他のもののうち (1) 人造プラスチックの溶液 (2) 歴青質塗料	七・五％ 七・五％ 七・五％ 四％ 七・五％ 七・五％ 二・五％ に改める。 七・五％ 二・五％
別表第三三七・〇一号中	(一) カラープレート及びカラーフィルム 昭和四九年三月三十一日までに輸入されるもの	二〇％ を
別表第三三七・〇二号及び第三三七・〇三号を次のように改める。	(一) カラーフィルム A フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、反転現像方式のもの B その他のもの (二) その他のもののうち Eックス線用のもの	二〇％ 二〇％ 二〇％ 一三・五％
別表第三三七・〇二号	感光性のロール状フィルム（露光してないものに限るものとし、パーフォーレーションを有するかどうかを問わない。） 一 映画用フィルム (一) カラーフィルム A フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、反転現像方式のもの B その他のもの (二) その他のもののうち Eックス線用のもの	二〇％ 二〇％ 二〇％ 一三・五％
別表第三三七・〇二号	感光性の紙、板紙及び布（露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。） 一 カラー印刷紙 二 その他のもののうち 写真感光紙（転写材及び現像剤を結合したもので、拡散転写方式のものに限る。） 別表第一三八・一四号の次に次の一号を加える。	一八％ 二〇％ 二〇％ 七・五％ 一〇％
別表第一三八・一九号中	六 ゴム老化防止剤 七 耐火性建設材料	七・五％ 七・五％ に改める。
別表第一三九・〇二号中	二 塊、粉（モールディングパウダーを含む）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの (一) その他のもののうち ポリブテンのもの（政令で定める動粘度の試験方法による温度九十度における動粘度が一、〇〇〇センチストークス以上のものに限り。） 二 塊、粉（モールディングパウダーを含む）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの (一) その他のもののうち イオン交換樹脂のもの以外のもの	一〇％ 一〇％ 一〇％ 一〇％ 一〇％
別表第一三九・〇七号中	(一) その他のもの (1) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他これに類する物品（管状のもので、平らにした幅が九〇ミリメートル以上のものに限り。）の製品 (2) その他のもの	無税 一〇％ に改める。

別表第一第四三・〇一号及び第四四・〇二号中「一〇%」を「八%」に改める。
別表第一第四四・一四号を次のように改める。

四四・一四 木材(長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限り、さらに加工したものを除く)、薄板及び合板用単板(厚さが五ミリメートル以下のものに限り、)
一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの
二 その他のもののうち
インセンシブダーのもの(長さが二〇センチメートル以下で幅が八センチメートル以下のものに限り、)
以下で幅が八センチメートル以下のものに限り、)

一五%
無税

別表第一第四四・一六号の次に次の一号を加える。

四四・一八 再生木材(かんなくず、ウッドチップ、のこくず、木粉その他の木質のくずを天然又は人造の樹脂その他の有機結合剤で凝結した物品で、板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。)
一 板状のもの

一五%

別表第一第四八・〇七号中 九 その他のもの

一〇%
を

一 アートペーパー
九 その他のもの
一〇%に改める。

別表第一第四八・〇九号中「二%」を「一八%」に改める。

別表第一第六八・〇二号中「六・二五%」を「一・五%」に改める。

別表第一第七〇・一三号を次のように改める。

七〇・一三 ガラス製品(通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限り、第七〇・一九号に該当するものを除く。)

(1) ガラスセラミックス製のもの
(2) その他のもの
(i) コップ類(貴金属又はこれをめつぎした金属を用いたものを除く。)
(ii) その他のもの

七・五%
一〇%
一五%

別表第一第七一・〇二号を次のように改める。

七一・〇二 貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除く)とともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)

二 その他のもの
(一) その他のもの
五%

別表第一第七一・〇二号の次に次の一号を加える。

七一・〇三 合成又は再生の貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除く)とともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)

二 その他のもののうち
合成のダイヤモンド
無税

別表第一第七一・一六号の次に次の一号を加える。

七二・〇一 貨幣
三 その他のもの
(一) その他のもの
無税

別表第一第八一・〇四号の次に次の一号を加える。

八一・〇二 のこぎり(機械式のものを除く)及び手動式又は機械式ののこぎりのブレード(無歯式ののこぎりのブレードを含む。)

一 ハックソーブレード(厚さが〇・六八ミリメートル以上のものに限り、)
二 機械式ののこぎりのブレード(ハックソーブレードを除く。)

別表第一第八二・〇四号の次に次の一号を加える。

八二・〇五 手工用具、動力駆動式手持工具又は機械用の互換性工具(伸線用ダイス、金属押出し用ダイス及びさく岩用ビットを含むものとし、プレス、型打ち、きりもみ、ねじ切り、中ぐり、プローチング、ミリング、切断、切削、ドレッシング、ほぞあなあけ、ねじの締付けその他の作業に用いるものに限り、)

一 ドリル、ビット、リーマー及びスクリーナタップ
三 その他のもの
九%

(一) 超硬工具(金属炭化物を焼結した物品を用いたものに限り、)及びダイヤモンド工具のうち
機械用刃工具(ダイヤモンドを用いたものを除く。)

外的のもの
九%

別表第一第八四・〇六号を次のように改める。

八四・〇六 内燃機関(ピストン式のものに限り、)
一 内燃機関
(一) 自動車用のもの
七・五%

別表第一第八四・一〇号中 (一) 部分品

(一) 揮発油の計量販売用のポンプ(積算液量計及び電動装置を自蔵するものに限り、)
(二) 液体ポンプ(一に掲げるものを除く。)

(二) 部分品
七・五%
七・五%
七・五%
に改め、

同号の次に次の一号を加える。

八四・一一

気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機（原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。）並びにファン、送風機その他これらに類する機械

一 ポンプ

(一) 真空ポンプ

(二) その他のもの

二 気体圧縮機

三 ファン、送風機その他これらに類する機械

別表第一第八四・一二号中「一〇%」を「五%」に改める。

別表第一第八四・四五号を次のように改める。

八四・四五

金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）

一 工作機械

(一) 数値制御式のもの

(1) 多軸自動旋盤（六軸以下の棒材用のものを除く。）
 ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行なうものを除く）、平面研削盤（研削することが出来る長さが三、〇〇〇ミリメートルをこえるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く）、ねじ研削盤、平歯車形削盤（ピニオン工具型のもので加工することが出来る直径が九〇〇ミリメートル以上のもの及びラック工具型のもので加工することが出来る直径が一、二〇〇ミリメートル以上のものに限る。）及び平歯車研削盤

(2) その他のもの

(二) その他のもの

(1) 旋盤

(i) 普通旋盤（ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る）、自動ならい旋盤、単軸自動旋盤（棒材用のものに限る。）及び立旋盤（テーブルの直径が二、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）

(ii) その他のもの

1 多軸自動旋盤

2 その他のもの

(2) 中ぐり盤

七・五%
七・五%
七・五%
七・五%

九%
一三・五%

一一%
九%
六・五%
一一%

(3) フライス盤

(1) 万能工具フライス盤、ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のもののうち加工面積が一・五平方メートルに満たないものに限る。）及びプランミラー

(ii) その他のもの

(4) 平削盤

(5) 研削盤

(1) 内面研削盤（研削することが出来る内径が二〇〇ミリメートルに満たないセンタリレス式のものを除く。）及び平面研削盤（立型ロータリーテーブル式のもの、研削することが出来る長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のもの及び研削することが出来る長さが二、〇〇〇ミリメートル以上で三、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。）

(ii) その他のもの

(6) 歯切盤及び歯車仕上機械

(1) 単軸ホブ盤（立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。）

(ii) その他のもの

(7) その他のもの

(1) ホーニング盤（円筒形の内面の加工用のものに限る。）及びブローチ盤

(ii) その他のもの

(二) その他のもの

(一) 数値制御式のもの

(1) プレス、剪断機及び鍛造機（鍛造ロール機を含む。）

(2) その他のもの

(二) その他のもの

別表第一第八四・四八号の次に次の一号を加える。

八四・五一

タイプライター（計算機構を有するものを除く。）及びチェックライター

一 タイプライター

別表第一第八四・六一号中「定格圧力」を「公称圧力」に、「二・五%」を「二・二・五%」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八四・六一

ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング

一 ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードル

一一%
六・五%
一一%

一一%
六・五%

一一%
六・五%

一一%
六・五%

一三・五%
六・五%
六・五%

七・五%

別表第一第八五・二〇号の次に次の一号を加える。		
八五・二二	二 ポーラーベアリング ベアリングの部分品	七・五% 七・五%
熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む）、光電池、圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス		
二 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路のうち ゲルマニウムダイオード、シリコンダイオード、シリコントランジスター及びシリコン整流素子		二・五% 一〇%を
別表第一第八七・〇一号中		
一 車輪式のもの	七・五%に改める。	
二 その他のもの	七・五%に改める。	
別表第一第八七・〇六号中		
二 その他のもののうち 無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く）の部分品以外のもの	一五%を	
二 その他のもの		
七・五%に改め、同号の次に次の一号を加える。		
八七・〇七	フォークリフトトラック、プラットフォームトラック、ストラッドルキャリアーその他の作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港で貨物の短距離の運搬又は荷役使用する型式のもので、自走式のものに限る）及び停車場のプラットフォームで使用する型式のトラクター並びにこれらの部分品のうち 部分品	七・五%
別表第二第四・〇七号の次に次の二号を加える。		
〇三・〇二	魚（塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。）及びくん製（くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。） 一 魚卵のうち さけ、ます、にしん（クルマエビ属の魚）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚）のものの以外のも	五%
〇三・〇三	甲殻類及び軟体動物（殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。）並びに単に水煮した殻付きの甲殻類 一 えび	

別表第二第五・二二号中「一〇%」を「五%」に改め、同号の次に次の二号を加える。		
〇五・二三	海綿のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円に満たないもの	二・五%
〇五・一四	アンバーgris、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥したものであるかどうかを問わない。）並びに医療用品の調製に用いる動物性生産品で生鮮のもの又は冷蔵、冷凍その他の方法により一時的に保存したもの 三 その他のもの	無税
別表第二第八・〇四号の次に次の一号を加える。		
〇八・〇五	ナット（生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。） 四 その他のもののうち 甘扁桃仁	五%
別表第二第八・一二号の次に次の一号を加える。		
〇九・〇一	コーヒー（いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物 三 コーヒー代用物	一〇%
別表第二第九・一〇号の次に次の一号を加える。		
一一・〇二	ひき割り穀物及び穀物のミール並びにその他の加工穀物（ロールにかけたもの、フレック状にしたもの、研摩したもの、真珠形にとう精したものその他これらに類する加工穀物に限るものとし、玄米、つや出した米、精米及び砕米を除く。）並びに穀物の胚芽で全形のもの、ロールにかけたもの、フレック状にしたもの及びひいたもの 一 小麦、オート、とうもろこし又は米のもの（胚芽のものを除く。）のうち オートのもの	一〇%
別表第二一二・〇八号の次に次の三号を加える。		
一二・〇三	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシツ	

一四・〇一 クナー 七 ベクテン質、ベクチニン酸塩及びベクチン酸塩 穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、オージア、あし、いぐさ、とう、竹、ラフィア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物性材料	無税
一四・〇三 ソルゴ、ピアッサバ、カウチグラス、メキシカンファイバーその他主としてブラシ又はほうきの製造に用いる植物性材料（東ねてあるかどうかを問わない。）	五%
別表第二五・一〇号中「六%」を「四%」に改める。 別表第二五・一〇号中「八%」を「六%」に改める。 別表第二五・一〇号中「六%」を「無税」に改める。 別表第二五・一六号の次に次の一号を加える。 一六・〇二 肉又はくす肉のその他の調製品	無税
二 その他のもの (一) その他のものうち 牛肉、豚肉又はこれらのくす肉を含有しないもの	二〇%
別表第二二六・〇三号中「一〇%」を「八%」に改める。 別表第二二六・〇四号及び第一六・〇五号を次のように改める。 一六・〇四 魚の調製品（キャビア及びその代用物を含む。）	六%
一 キャビア及びその代用物 二 その他のものうち 魚卵以外のもの（かつお節その他の魚節並びに気密容器入りのさけ及びますを除く。） 気密容器入りのかつお その他のもの	八%
魚卵（にしん（クルマエビ属の魚）又はたら（ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚）のもので気密容器入りのものに限り。） 甲殻類又は軟体動物の調製品 一 くん製のものうち えび	九%
二 その他のもの（帆立貝、貝柱及びいかを除く。） えび（単に水煮した後に乾燥したものに限る。） その他のものうちいか（気密容器入りのものを除く。）以外のもの	四%
別表第二一九・〇七号中「二%」を「九・五%」に改める。	四%

別表第二二〇・〇一〇号中「二〇%」を「一六%」に、「一五%」を「一二%」に改める。 別表第二二〇・〇二〇号中 その他のもの トマト その他のものうち気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの	一二・五% 一二% 一五%
その他のもの トマト その他のものうち気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの	一〇% 九・五% 一二%
別表第二二〇・〇四号中「二〇%」を「一六%」に改める。 別表第二二〇・〇六号中 その他のものうち 桃、なし、さくらんぼ及びアプリコット（砂糖を加えたものを除く。） 桃、なし、さくらんぼ、アプリコット、ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル その他のものうち 桃、なし、さくらんぼ、アプリコット、ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	二〇% 二〇% 一六% 一五%
別表第二二二・〇五号中「二二・五%」を「二〇%」に改める。 別表第二二二・〇五号に次のように加える。 二二 その他のものうち 容量が一五〇リットルをこえる容器に入れたもの	一二% 八〇円
別表第二二二・〇九号中「一リットルにつき七五円」を「一リットルにつき六〇円」に改める。 別表第二三五・〇一〇号、第七五・〇五号、第七八・〇一〇号、第八〇・〇二〇号、第八四・五五号及び第八五・一八号を削る。 別表第三八五・二二号中 二 ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路 ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路のうち	二 に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月十四日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十三日)

一、昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆)

昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、昭和四十七年度の米穀の生産を行なわなかつたことにより政府から米生産調整奨励補助金又は米生産調整協力特別交付金(以下「米生産調整奨励補助金等」という。)の交付を受けた場合には、当該個人の昭和四十七年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額をこえる部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、昭和四十七年度の米穀の生産を行なわなかつたことにより政府から米生産調整奨励補助金等の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属

する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の米生産調整奨励補助金等の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約五億円でである。

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、入場税法の一部を改正する法律案

入場税法の一部を改正する法律案

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(課税標準及び税率)

第四条 入場税は、入場料金を課税標準とし、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる税率により課する。

一 第一条第一号に掲げる場所(次号に掲げる

場所を除く。)

イ 入場料金が一人一回の入場について千円以下であるとき。 入場料金の百分の五

ロ 入場料金が一人一回の入場について千円をこえるとき。 入場料金の百分の十

二 演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物のみを催す場所

イ 入場料金が一人一回の入場について二千円以下であるとき。 入場料金の百分の五

ロ 入場料金が一人一回の入場について二千円をこえるとき。 入場料金の百分の十

三 第一条第二号及び第三号に掲げる場所

第六条中「この条」を「この項」に、「第四条に規定する税率」を「第四条第一号イ又は第二号イに掲げる税率(当該興行場等が第一条第二号又は第三条に掲げる場所であるときは、第四条第三号に掲げる税率)に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

第一条第一号に掲げる場所の経営者等が当該場所への入場者から領収した一人一回の入場について金額が、第四条第一号イ又は第二号イに掲げる税率の適用を受ける入場料金の最高額と当該最高額に対する入場税額との合計額をこえ、当該最高額と当該最高額に対し同条第一号ロ又は第二号ロに掲げる税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領収した金額から当該最高額を控除した額に相当する入場税を課する。

第九条第一項を次のように改める。
次に掲げる場所への入場については、入場税を課さない。
一 国が企画して行なう催物で政令で定めるものを催す場所
二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十号)の規定により助成の措置を講ぜられた文化財のみを公開する場所
三 国立劇場が国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)第一条(目的)に規定する伝統

芸能のみを公開する場所

四 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としないうる者により行なわれるスポーツを催す競技場

第九条第二項中「学校のうち」を削り、「政令で定めるものの教員」を「これらの学校の教育に準ずる教育を行なう学校又は施設として政令で定めるもの(以下この項において「学校等」という。))の教員又はこれに準ずる職員」に、「これらの学校」を「当該学校等」に、「又は園長」を「若しくは園長又は当該施設の長」に改める。

第十条第一項第一号中「総額」を「税率区分ごとの総額(第五条又は前条の規定により課税されない入場料金の総額を除く。以下「課税標準額」という。))」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「入場税額」の下に「及び当該入場税額の合計額」を加え、同条を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号中「第四号に掲げる入場税額」を「第二号に掲げる入場税額の合計額」に改め、同条を同項第四号とし、同項第七号中「第四号に掲げる入場税額から第五号」を「第二号に掲げる入場税額の合計額から第三号」に改め、同条を同項第五号とし、同項第八号を同項第六号とする。

第十三条第一項中「中止したため」を「中止したことその他のやむを得ない事情があるため」に、「月の翌月」を「月(その日と当該領収の日とが同一の月に属する場合には、その月の翌月)」に、「同項第四号に掲げる入場税額」を「同項第二号に掲げる入場税額の合計額」に改め、同条第二項中「同項第七号」を「同項第五号」に改め、同条第四項中「若しくは中止したため」を「又は中止したことその他のやむを得ない事情があるため」に、「月の翌月」を「月」に改める。

第二十条第二項に次のただし書を加える。
ただし、経営者等が、政令で定めるところにより、所轄税務署長の承認を受けて当該特別入場券に大蔵省令で定める書式による表示をしたときは、この限りでない。

を次のように改正する。

第三条第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第二項中「又は第三種」及び「、それぞれ」を削る。

第四条中「又は第三種」を削り、「これらの物品」を「当該物品」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第六項中「物品が入札その他競争の方法により売買された場合」を「物品につき入札その他競争の方法による売買」に、「より換価された場合を除く。」を「より換価を除く。次条第四項において」「競争の方法による売買」という。がされた場合に、「小売業者」を「販売業者」に改め、同

7. 前各条の規定は、次条第1項に規定する場合に該当するときは、適用しない。
第五条の次に次の一条を加える。
(販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等)

掲げる物品（以下この条において「貴石等」という。）の販売業者は、貴石等の他の販売業者による課税物品に該当する貴石等（以下この項において「課税貴石等」という。）の販売（貴石等の販売業者が委託して行なう販売及び買受けの委託を受けた貴石等の販売業者を通じて行なう当該委託をした者に対する販売を除く。）又は次に掲

いう。を行なう場合には、当該他の販売業者が第三十五条の二第一項に規定する販売業者証圖書を所持する者であり、又は外国為替及び外貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号

(以下「非居住者」という。)で貴石等の販売を遂
とするものであることを確認のうえ、政令で定
めるところにより、その確認の事実を明らかに
しなければならぬ。

一 販売又は買受けの委託を受けて行なう課

貴石等の引渡し

二 他者の委託により、その者から提供された課税貴石等の材料又は原料を用いて、自己において又は他に委託して製造（加工を含む）をした課税貴石等の引渡し

三 請負契約（これに準ずる契約を含む。）に基づく課税貴石等の引渡し（前号に掲げる引渡しに該当するものを除く。）

四 民法第四百八十二条（代物弁済）に規定する他の給付又は同法第五百五十三条（負担付き贈与）に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項（交換）に規定する交換に係る財産権の移転としての課税貴石等の引渡し

2 貴石等の販売業者の媒介により貴石等の他の販売業者に貴石等の販売が行なわれる場合には、当該媒介を行なう貴石等の販売業者がその販売の時に当該貴石等の販売をするものとみなす。

3 展覧会その他これに類する催し物を行なう場合において、その催し物の主催者が貴石等の販売業者に貴石等の販売（販売の代理を含む）をするときは、その催し物を行なう場所を第二十七條第一項に規定する販売場とみなし、その主催者が貴石等の販売業者として当該貴石等の販売をするものとみなす。

4 貴石等につき競争の方法による売買がされる場合において、その落札者が貴石等の販売業者であるときは、前条第六項に規定する場所を第二十七條第一項に規定する販売場とみなし、その札元又はこれに準ずる者が貴石等の販売業者として当該貴石等の販売をするものとみなす。

5 第一項の場合において、同項に規定する貴石等の販売業者が、同項に規定する事実を明らかにしていないときは、その事実を明らかにすべき販売等の時にその者が当該販売等に係る貴石等の小売をしたものとみなす。

6 貴石等の販売業者が、第三十五条の二第一項に規定する販売業者証明書を所持する者にその者が貴石等の販売業者でないことを知らないで

貴石等の販売等をした場合において、その知ることができなかつたことにつき、その販売等をした販売業者の責めに帰することができないときは、当該所持する者を貴石等の販売業者とみなし、その販売等の時にその者が当該貴石等の小売をしたものとみなして、この法律（第二十九條、第三十一条第一項、第三十五条及び第三十六條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

第六條第一項から第四項までの規定中「又は第三種」を削る。

第七條第一項中「又は第三種」及び「若しくは第三種」を削り、同条第二項中「又は第三種」を削り、「これらの物品」を「当該物品」に改め、同条第三項及び第四項中「又は第三種」を削る。

第八條の次に次の一条を加える。

（第一種の物品の製造に係る製造場等とみなす場合）

第八條の二 第二種の物品の製造場を二以上有する当該物品の製造者が政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場合において、当該製造者が、その製造した第二種の課税物品を当該製造に係る製造場以外の当該製造者の第二種の物品の製造場（当該製造者の製造した第二種の物品の管理及び保管をするための蔵置場として、政令で定めるところにより、当該蔵置場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合を含む、第十七條第六項又は第十八條第六項の規定により当該物品の製造場とみなされる場所）で当該承認を受けていないものを除く。）に移入したときは、当該移入のために他の製造場からの移出につき第十七條第一項の規定の適用がある場合を除き、当該移入をした第二種の課税物品については、当該移入をした場所を当該物品の製造に係る製造場とみなし、当該移入を当該物品の製造に係る製造場へのものとし入れとみなす。

第十條中「又は第三種」を削る。

第十一條第一項中「又は数量」を削り、「小売

業者」を「販売業者」に改め、第三號を削り、第四號を第三號とし、第五號を削り、同条第三項中「第四號」を「第三號」に改め、「並びに同項第三號及び第五號に掲げる数量」を削る。

第十二條第一項中「みなされる第一種の物品」の下に「又は第五條の二第五項の規定により小売をされたものとみなされる別表第一種第一號から第四號までに掲げる物品のうち同条第一項第二號の引渡しにされたものを加え、同項に規定する第一種の物品の小売業者が同項」を「第五條第二項又は第五條の二第五項の規定により小売をしたものとみなされる販売業者が第五條第二項又は第五條の二第一項第二號」に改め、同条第二項中「第一種」を削り、「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第三項中「又は第四種」を「若しくは第四種」に改め、「第一種の物品」の下に「又は第五條の二第五項の規定により小売をされたものとみなされる別表第一種第一號から第四號までに掲げる物品のうち同条第一項第三號若しくは第四號の引渡しにされたものを加え、当該物品」を「これらの物品」に改め、同条第四項中「小売業者」を「販売業者」に改める。

第十五條第一項中「第五條第二項の場合」の下に「又は第五條の二第五項の場合（同条第一項第二號の引渡しに係る場合に限る。）」を加え、「同項に規定する第一種の物品の小売業者」を「第五條第二項又は第五條の二第五項の規定により小売をしたものとみなされる販売業者」に、「当該小売業者」を「当該販売業者」に改める。

第十七條第一項中「又は第三種」及び「製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他の」を削り、同条第二項中「又は第三種」を削り、「同項に規定する」を「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の移出に関する明細書並びに」を削り、「を証する」を「についての明細を記載した」に改め、同条第三項、第四項及び第六項中「又は第三種」を削り、同条第七項中「又は第三種」を削り、「から十日以内（政令で定めるところにより、当該税務署長の承認を受けたときは、当該移入を

した日の属する月の翌月末日まで）」を「の属する月の翌月末日まで」に改め、同条第八項中「又は第三種」を削る。

第十八條第一項及び第六項から第九項までの規定中「又は第三種」を削る。

第十九條第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、同条第二項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、「これらの規定に規定する」を「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の小売又は移出に関する明細書及び」を削り、「を証する」を「についての明細を記載した」に改め、同条第三項中「第二種」を「又は第二種」に改める。

第二十條第一項中「外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八號）第六條第一項第六號（定義）に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）」を「非居住者」に改め、同条第二項中「これらの規定に規定する」を「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の小売又は移出に関する明細書及び」を削る。

第二十一條第一項中「又は第三種」を削り、「第十七條第六項」を「第八條の二、第十七條第六項」に改め、同条第二項中「又は第三種」及び「当該物品の輸出に関する明細書及び」を削り、「を証する」を「についての明細を記載した」に改め、同条第三項中「又は第三種」を削る。

第二十二條第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第二項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「これらの規定に規定する」を「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の小売又は移出に関する明細書及び」を削り、同条第四項中「から十日以内」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

第二十四條第一項中「第十七條第六項」を「第八條の二、第十七條第六項」に改め、同条第二項中「当該物品の販賣に関する明細書及び」を削る。

第二十六條第一項中「別表第七號1から3まで」を「別表第一種第七號」に改め、同条第二項中「同項に規定する」を「当該申告書の提出」に改め、「を証する」を「についての明細を記載した」に改

め、同条第三項中「又は第三種」を削る。

第二十七條第一項中「についての証明書」を「証明する書類」に改め、「第二十九條第一項並びに第三十五條第一項及び第五項並びに第四十三條において」を削る。

第二十八條第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、「場合を除き」を「場合及び当該もどし入れのためにする他の製造場からの移出につき第十七條第一項の規定の適用があつた場合を除き」に改め、「又は第三種」を削り、「これらの規定に規定する」を「当該申告書の提出に」、「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条第二項中「第二項第八号」を「第二項第七号」に改め、同条第三項中「又は第三種」を削り、「当該製造場における」を「その者の他の第二種の物品の製造場に移入した場合又は当該製造に係る製造場における」に、「当該製造場であつた場所の所在地」を「当該移入に係る製造場の所在地又は当該製造に係る製造場であつた場所の所在地」に改め、同条第五項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、「もどし入れ」の下に「若しくはその相続人の他の第二種の物品の製造場に移入し」を加え、同条第六項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、同条第八項中「もどし入れ」の下に「又は移入」を加える。

第二十九條第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第二項中「又は第三種」を削り、同項第一号中「に係る次に掲げる事項」を「の号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「に係る前号イ又はロに掲げる事項」を「の号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額」に改め、同項第三号中「第二種の課税物品については」を削り、「規定する第二種の課税物品についての」を「掲げる」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「又は課税標準数量」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号

中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第五号」を「第四号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同条第三項中「同条第三項のもどし入れ」の下に「若しくは同項の移入」を加え、「当該もどし入れ」の下に「若しくは移入」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(納税申告書の提出期限の特例)
第二十九條の二 第一種の物品の販売場において小売された第一種の課税物品又は第二種の物品の製造場において製造された第二種の課税物品で当該製造場から移出されたものに係る物品税の課税標準たる金額の最近における一年間の合計額が政令で定める金額以下である場合において、当該小売又は移出をした第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が、政令で定めるところにより、当該販売場又は製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該販売場又は製造場に係る前条第一項又は第二項に規定する申告書のうち次の表の上欄に掲げる月分に係るものの提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月分のこれらの規定に規定する申告書の提出期限と同一の提出期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者につき次の各号の一に該当する事実があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。
一 前項に規定する合計額が同項の政令で定める金額以下であると認められないこと。
二 次項の規定による取消しの通知を受けた日

又は第四項の届出書の提出があつた日以後一年以内に当該承認の申請をしたものであること。

三 当該承認の申請をした者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であることその他物品税の保全上不適当と認められる事情があること。

3 税務署長は、第一項の承認を受けた者について前項第一号又は第三号に該当する事実が生じたと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

4 第一項の承認を受けた者は、その承認に係る販売場又は製造場の同項に規定する合計額が同項の政令で定める金額をこえることとなつたときは、遅滞なく、その旨その他政令で定める事項を記載した届出書を当該販売場又は製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する月(その月が同項の表の上欄に掲げる月である場合には、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月)の翌月分以後の前条第一項又は第二項に規定する申告書については、その承認は、その効力を失ふものとする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する合計額の計算方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十條第一項第一号中「に係る次に掲げる事項」を「の号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額(以下この項において「課税標準額」という。))」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「前号イに掲げる」及び「又は同号ロに掲げる課税標準数量」を削る。

第三十一條第一項中「小売業者は、同項に規定する」を「販売業者は、当該」に改め、同条第二項中「又は第三種」を削り、「同項に規定する」を「当該」に、「同項第七号」を「同項第六号」に改め、同条第三項中「又は第三種」を削り、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 第五條の二第六項の規定に該当する第一種の課税物品に係る物品税については、同項の販売等に係る販売場の所在地の所轄税務署長が、その販売等をした日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

第三十三條中「又は第三種」を削り、「第二十九條第二項第七号」を「第二十九條第二項第六号」に改める。

第三十四條中「又は第三種」を削る。

第三十五條第一項中「小売業者」を「販売業者」に、「小売業」を「販売業」に改め、同条第二項中「又は第三種」を削り、同条第三項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、同条第四項中「又は第三種」を削り、同条第五項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、「小売業」を「販売業」に改め、同条第六項中「小売業」を「販売業」に改め、「若しくは第三種」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(販売業者証明書の交付等)
第三十五條の二 税務署長は、貴石等(第五條の二第一項に規定する貴石等をいう。以下この条において同じ。)の販売業者からの申請に基づき、その者が当該物品の販売業者であることを証明する証明書(以下「販売業者証明書」という。)を交付する。

2 税務署長は、前項の規定による販売業者証明書の交付を受けようとする者が貴石等の販売業者であることが明らかでない場合には、当該販売業者証明書の交付をしないことができる。

3 税務署長は、販売業者証明書を交付する場合に、当該販売業者証明書を一定の有効期限を附することができる。

4 販売業者証明書の交付を受けた者は、貴石等の販売業を廃止した場合及び販売業者証明書を記載された事項に異動を生じた場合には、直ちに、当該販売業者証明書を第一項の税務署長に返さなければならない。

5 販売業者証明書の交付申請手続及び記載事項

三九

汁しぼり器、コーヒー粉砕機、アイスクリーム製造器、食器洗器及びデイス
ボーター

7 電気掃除機、電気洗たく機及び電気脱水機並びに芝刈込機

8 小型冷蔵庫（有効内容積が〇・一七立方メートル以下のものをいう。）及び温
蔵庫

9 扇風機及び冷風扇

別表第一〇号の品目欄及び税率欄を次のように改める。

1 大型テレビジョン受像機（映像面の最大径が六九センチメートルをこえるプ
ラウン管を使用したものをいう。）及びそのプラウン管

2 小型テレビジョン受像機（映像面の最大径が六九センチメートル以下のプラ
ウン管を使用したものをいう。）及びそのプラウン管

3 蓄音機（アンサンブル式の蓄音機用レコード演奏装置を含む。）並びに蓄音機
用レコードのレコードプレーヤー、レコードプレーヤーユニット及びレコード
選択機

4 ステレオ式の磁気音声再生機（アンサンブル式の磁気音声再生機用レコード
演奏装置を含む。）及び磁気音声再生機用レコードのプレーヤー

5 ステレオ式のラジオ受信機及び拡声用増幅器（他の拡声用増幅器に接続して
その入力を増幅するための増幅器を含む。10において同じ。）で、幅又は高さが
九〇センチメートル以上の金属製ケースに收容されたもの以外のもの

6 複合型スピーカシステム

7 蓄音機用又は磁気音声再生機用のレコード

8 ラジオ受信機（10に掲げるものを除く。）

9 磁気音声再生機及び磁気音声再生機用レコードのプレーヤー

10 マイクロホン、ラジオ受信機（マイクロホンミキサーを有するもの及び幅又
は高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに收容されたもので、その出
力が二五ワット以上のものに限定する。）、拡声用増幅器及びスピーカシステム

別表第一号の品目欄中「尺八」を削る。

別表第二号の品目欄中「せん光電球」の下に「その他これに類するせん光体」を加える。

別表第一四号の税率欄中「四〇％」を「三〇％」に改める。

別表第一五号の品目欄中「電気マッテ、パイプ、きせる、パイプケース、きせる入れ、たばこ入
れ」及び「たばこ盆」を削る。

別表第一七号中

3 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

4 コーヒー、ココア、ウーロン茶及びパオチョン茶並びにマテ及び
チコリー

5 コーヒー、ココア、ウーロン茶及びパオチョン茶並びにマテ及
びチコリー

6 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

7 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

8 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

9 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

10 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

11 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

12 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

13 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

14 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

15 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

16 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

17 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

18 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

19 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

20 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

21 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

22 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

23 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

24 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

25 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）

第三種の商品

別表中

一八 マッテ 1 マッテ

一、〇〇〇本
につき一円

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十八年四月一日から
施行する。

（一般経過措置）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除
き、この法律の施行前に課した、又は課すべき
であつた物品税については、なお従前の例によ
る。

（販売業者証明書制度に係る経過措置）

第三条 改正後の第五條の二の規定は、昭和四十
八年五月三十一日までに行なわれる同条第一項
に規定する課税貴石等の同項に規定する販売等
については、適用しない。

（暫定的非課税）

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」と
いう。）から昭和四十八年九月三十日までの間に
その製造に係る製造場から移出され、又は保税
地域から引き取られる次に掲げる物品について
は、物品税を課さない。

一 改正後の別表（以下「新別表」という。）第
二種第七号1及び2に掲げる物品のうち、キ
ャンピングカー及びキャンピングトレーラー
並びに小型キャンピングカー及び小型キャン
ピングトレーラー

二 新別表第二種第七号4に掲げる物品

三 新別表第二種第九号1に掲げる物品のう
ち、ルームクーラーの圧縮機、蒸発器又は凝
縮器を含む室内ユニット及び室外ユニット並
びにその冷暖調整器並びにこれらの物品から
なるルームクーラー

四 新別表第二種第九号3に掲げる物品のう
ち、天井直付式又は屋内壁面取付式の変圧型
照明器具及びその燈架、グローブ、シェード
又はよりらくを含む部分品ユニット

五 新別表第二種第九号6に掲げる物品のう
ち、電波調理器

六 新別表第二種第一〇号4及び9に掲げる物
品のうち、改正前の別表（以下「旧別表」と
いう。）第二種第一〇号4、8又は9に掲げる
物品のいずれにも該当しないもの

七 新別表第二種第一〇号7に掲げる物品のう
ち、磁気音声再生機用のレコード

（税率の暫定的軽減）

第五条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、
同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る
製造場から移出され、又は保税地域から引き取
られるものに課されるべき物品税の税率は、新
別表又は他の法律の規定にかかわらず、それぞ
れ次の表の税率欄に掲げる税率とする。

物 品 名	期 間	税 率
1 前条第一号に掲げる物品で、新別 表第二種第七号1に掲げる物品に該 当するもの	昭和四十八年一月一日から昭和四十九 年九月三十日まで 昭和四十九年一月一日から昭和五〇年 九月三十日まで	一〇％ 二〇％

2 前条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第七号2に掲げる物品に該当するもの	昭和四十八年一月一日から昭和四十九年九月三〇日まで	五%
3 前条第五号に掲げる物品		
4 前条第六号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号4に掲げる物品に該当するもの（自動車用のものを除く。）	昭和四十九年一月一日から昭和五〇年九月三〇日まで	一〇%
5 附則第十條第二項第二号イの物品		
6 前条第二号に掲げる物品	昭和四十八年一月一日から昭和四十九年九月三〇日まで	五%
7 前条第六号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの		
8 附則第十條第二項第二号ロの物品		
9 前条第三号に掲げる物品	昭和四十八年一月一日から昭和五〇年九月三〇日まで	一〇%
10 前条第四号に掲げる物品	昭和五〇年一月一日から昭和五一年九月三〇日まで	一五%
11 前条第六号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号4に掲げる物品に該当するもの（自動車用のものに限り。）	昭和四十八年一月一日から昭和五〇年九月三〇日まで	五%
12 前条第七号に掲げる物品	昭和五〇年一月一日から昭和五一年九月三〇日まで	一〇%
13 新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号8に掲げる物品に該当するもの	施行日から昭和五〇年九月三〇日まで	一〇%
14 新別表第二種第一〇号5に掲げる物品のうち、ラジオチューナー		

15 新別表第二種第一〇号9に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの

施行日から昭和四十九年九月三〇日まで

五%

免 除 の 規 定		追 徴 の 規 定	
物品税法第十八條第一項	同法第十八條第八項	第六條 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて施行日前に第一種の物品の小売業者が小売をし、若しくは保税地域から引き取られた旧別表第一種の物品又は当該免除を受けて施行日前にその製造に係る製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた旧別表第二種の物品（次条第三項各号に掲げる物品を除く。）について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における物品税の税率については、なお従前の例による。	
物品税法第二十三條第一項	同法第二十三條第三項		
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一條第一項	同法第十一條第三項		
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項	同法第十二條第三項		
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項	同法第十三條第三項において準用する関税法（明治四十三年法律第五十四号）第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項		
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第九條第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三條第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九條第二項又は第十一條第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。）		
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三條第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三條第一項において準用する場合を含む。）		

する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に
関する法律（昭和二十七年法律百十二号）
第七條（日本国における國際連合の軍隊の地
位に關する協定の實施に伴う所得税法等の臨
時特例に關する法律第四條において準用する
場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援
助協定第六條

（輕減税率適用物品等の免稅移出に係る経過措置）
第七條 附則第五條の表の物品名欄に掲げる物品
のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製
造に係る製造場から移出されるもので、物品税
法第十七條第三項（同法第十九條第三項、第二
十二條第三項及び第二十六條第三項において準
用する場合を含む。）又は租稅特別措置法（昭和
三十二年法律第二十六号）第八十八條の二第三
項（同法第八十八條の五第三項において準用す
る場合を含む。）の届出又は承認に係るもの（当
該届出又は承認に係る期限がその移出に係る日
の属する当該期間の終了の日の翌日以後に到来
するものに限る。）について、当該期限までにこ
れらの規定に規定する書類が提出されなかつた
場合における当該物品に係る物品税の税率は、
当該期限の日に当該物品をその製造に係る製造
場から移出したものとした場合に適用される税
率とする。

2 附則第五條の表の物品名欄に掲げる物品のう
ち、前條の表の上欄に掲げる法律又は條約の規
定により物品税の免除を受けて附則第五條の表
の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造
場から移出され、又は保税地域から引き取られ
るものについて、その移出又は引き取りに係る日
の属する当該期間の終了の日の翌日以後に前條
の表の下欄に掲げる法律の規定に該当すること
となつた場合における当該物品に係る物品税の
税率は、それぞれその該当することとなつた日

する協定の實施に伴う関税法等の臨時特例に
関する法律第八條（日本国における國際連合
の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う所得
税法等の臨時特例に關する法律第四條におい
て準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援
助協定の實施に伴う関税法等の臨時特例に關
する法律（昭和二十九年法律百十二号）第二
條

に当該物品をその製造に係る製造場から移出
し、又は保税地域から引き取つたものとした場
合に適用される税率とする。

3 前二項の規定は、次に掲げる物品で、施行日
前にその製造に係る製造場から移出され、又は
保税地域から引き取られたものについて準用す
る。この場合において、第一項中「その移出に
係る日の属する当該期間の終了の日の翌日」と
あり、又は前項中「その移出又は引き取りに係
る日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあ
るは、第一号に掲げる物品については「附則第
五條の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間
の終了の日の翌日」と、第二号に掲げる物品に
ついては「施行日」と、それぞれ読み替へるも
のとする。

一 附則第五條の表の物品名欄13から15までに
掲げる物品
二 旧別表第二種第八号6に掲げる物品で、新
別表第二種第八号6に掲げる物品に該当する
もの

（輸出免稅を受けた輕減税率適用物品等の用途
外使用に係る経過措置）
第八條 附則第五條の表の物品名欄に掲げる物品
のうち、次の各号に掲げるもので同表の期間欄
に掲げる期間内に購入され、又は引き取られた
ものについて、その購入され又は引き取られた
日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に当
該各号に掲げる法律の規定に該当することとな

つた場合における当該物品に係る物品税の税率
は、それぞれその該当することとなつた日に当
該物品をその製造に係る製造場から移出し、又
は保税地域から引き取つたものとした場合に適
用される税率とする。

一 物品税法第二十條第六項に規定する輸出物
品販売場において同条第一項に規定する非居
住者によつて、同項に規定する方法により購
入された課稅物品 同条第三項本文又は第五
項本文
二 物品税法第二十二條第一項、第二十三條第
一項又は第二十四條第一項（同条第三項にお
いて準用する場合を含む。）の規定の適用を受
けて購入され、又は引き取られた課稅物品
同法第二十二條第六項（同法第二十三條第四
項及び第二十四條第四項において準用する場
合を含む。）

三 租稅特別措置法第八十八條の二第一項に規
定する機關において同項に規定する合衆國軍
隊の構成員等によつて同項に規定する方法に
より購入された課稅物品 同条第五項におい
て準用する物品税法第二十條第三項本文又は
第五項本文
四 租稅特別措置法第八十八條の五第一項に規
定する出品者等によつて同項に規定する方法
により購入された課稅物品 同条第五項本文

2 前項の規定は、前條第三項各号に掲げる物品
について準用する。この場合において、前項中
「その購入され又は引き取られた日の属する当
該期間の終了の日の翌日」とあるのは、同条第
三項第一号に掲げる物品については「附則第五
條の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の
終了の日の翌日」と、同項第二号に掲げる物品
については「施行日」と、それぞれ読み替へる
ものとする。

（もし入れに係る経過措置）
第九條 改正後の第二十八條第三項及び第五項の
規定は、施行日以後に同条第三項の廃棄がされ

た第二種の課稅物品について適用する。
（營業開廃申告に係る経過措置）
第十條 施行日前から引き続いて第一号に掲げる
物品の販売を営む者（当該物品で課稅物品に
該当するものを小売しない者を除く。）及び施行
日前から引き続いて第二号又は第三号に掲げる
物品で課稅物品に該当するものの製造をする者
は、施行日から一月以内に、その販売場又は製
造場の位置その他政令で定める事項を当該販売
場又は製造場の所在地の所轄稅務署長に書面
で申告しなければならない。

一 新別表第一種第三号1に掲げる物品のう
ち、貴金屬製又は金若しくは白金を用いたメ
ダルその他これに類する収集品
二 新別表第二種第九号3に掲げる物品のう
ち、懸垂式の多燈型照燈器具の燈架、グロー
ブ、シェード又はようらくを含む部分品ユ
ニット
三 新別表第二種第二号6に掲げる物品のう
ち、せん光電球に類するせん光体
昭和四十八年十月一日前から引き続いて次に
掲げる物品の製造をする者は、同日から一月以
内に前項に規定する事項を当該製造場の所在地
の所轄稅務署長に書面で申告しなければならない。

一 附則第四條各号に掲げる物品で、課稅物品
に該当するもの
二 次に掲げる物品のうち、物品税法第九條の
規定に基づき特殊な性状、構造又は機能をも
つてゐるもので、昭和四十八年十月一日から新
たに課稅物品に該当することとなるもの
イ 新別表第二種第九号6に掲げる物品のう
ち湯沸かし器、天火及び食器洗器並びに同
号8に掲げる物品のうち小型冷蔵庫
ロ 新別表第二種第一四号3に掲げる物品の
うち、時計及びムーブメント
三 施行日前から引き続いて物品税法第七條第一
項の委託又は指示をすることにより、同項の規

定は、施行日以後に同条第三項の廃棄がされ

た第二種の課稅物品について適用する。

（營業開廃申告に係る経過措置）
第十條 施行日前から引き続いて第一号に掲げる
物品の販売を営む者（当該物品で課稅物品に
該当するものを小売しない者を除く。）及び施行
日前から引き続いて第二号又は第三号に掲げる
物品で課稅物品に該当するものの製造をする者
は、施行日から一月以内に、その販売場又は製
造場の位置その他政令で定める事項を当該販売
場又は製造場の所在地の所轄稅務署長に書面
で申告しなければならない。

4 昭和四十八年十月一日前から引き続き物品
税法第七条第一項の委託又は指示をすることに
より、同項の規定により第二項各号に掲げる物
品の製造とみなされる行為をする者は、同日か
ら一月以内に、前項に規定する事項を当該物品
の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に
書面で申告しなければならない。

5 第一項若しくは第三項の規定による申告をした者又は第二項若しくは前項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日又は昭和四十八年十月一日において物品税法第三十五条第一項前段、第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

6 第一項又は第三項及び物品税法第四十六条第二号の規定は、第一項又は第三項に規定する者で施行日から一月以内に第一項の販売業若しくは製造を廃止し、又は第三項の行為をしないこととなるものについて、第二項又は第四項及び同条第二号の規定は、第二項又は第四項に規定

(手持品課税)

第十一條 次の表の物品名欄に掲げる物品（課税物品）に該当するものに限り、以下この条において同じを、同表の期日欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所（第五項の規定により製造場とみなされる場所を含む）で販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）がそれぞれ同表の数量欄に掲げる数量以上であるときは、当該物品（同項の確認を受けて所持するものを除く）については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、その日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。ただし、他の法律に別段の定めがあることにより、当該物品のその製造に係る製造場からの移出につき課されるべき物品税の税率が同表の期日欄に掲げる日とその前日とにおいて同一である場合には、この限りでない。

物 品 名	期 日	数	量	税 率
附則第四条第一号に掲げる物品で、 新別表第二種第七号1に掲げる物品 に該当するもの	昭和四八年一〇月一日 昭和四九年一〇月一日 昭和五〇年一〇月一日		一〇個 一〇個 一〇個	一〇％ 一〇％ 一〇％
附則第四条第一号に掲げる物品で、 新別表第二種第七号2に掲げる物品 に該当するもの	昭和四八年一〇月一日 昭和四九年一〇月一日 昭和五〇年一〇月一日		二〇個 二〇個 二〇個	五％ 五％ 五％
附則第四条第二号に掲げる物品	昭和四八年一〇月一日		五〇個	五％

附則第四条第三号に掲げる物品	昭和四九年一〇月二日	五〇個	五%
	昭和四八年一〇月二日	一〇〇個	一〇%
	昭和五〇年一〇月二日	一〇〇個	五%
	昭和五一年一〇月二日	一〇〇個	五%
附則第四条第四号に掲げる物品	昭和四八年一〇月二日	二〇〇個	一〇%
	昭和四九年一〇月二日	二〇〇個	五%
	昭和五〇年一〇月二日	二〇〇個	五%
附則第四条第五号に掲げる物品	昭和四八年一〇月二日	一〇〇個	五%
	昭和四九年一〇月二日	一〇〇個	五%
	昭和五〇年一〇月二日	一〇〇個	五%
附則第四条第六号に掲げる物品で、 新別表第二種第一〇号4に掲げる物 品に該当するもの（自動車用のもの を除く。）	昭和四八年一〇月二日	二〇〇個	五%
	昭和四九年一〇月二日	二〇〇個	五%
	昭和五〇年一〇月二日	二〇〇個	五%
附則第四条第六号に掲げる物品で、 新別表第二種第一〇号9に掲げる物 品に該当するもの（自動車用のもの を除く。）	昭和四八年一〇月二日	二〇〇個	五%
	昭和四九年一〇月二日	二〇〇個	五%
	昭和五〇年一〇月二日	二〇〇個	五%
附則第四条第七号に掲げる物品	昭和四八年一〇月二日	一〇、〇〇〇個	五%
	昭和五〇年一〇月二日	一〇、〇〇〇個	五%
	昭和五一年一〇月二日	一〇、〇〇〇個	五%
前条第二項第二号イの湯沸かし器	昭和四八年一〇月二日	二〇〇個	五%
	昭和四九年一〇月二日	二〇〇個	五%
	昭和五〇年一〇月二日	二〇〇個	五%
前条第二項第二号イの天火	昭和四八年一〇月二日	一〇〇個	五%
	昭和四九年一〇月二日	一〇〇個	五%

前条第二項第二号イの食器洗器	昭和五〇年一月一日	一〇〇個	五%
昭和四八年一月一日	一〇〇個	五%	
昭和四九年一月一日	一〇〇個	五%	
昭和五〇年一月一日	一〇〇個	五%	
前条第二項第二号イの小型冷蔵庫	昭和四八年一月一日	一〇〇個	五%
昭和四九年一月一日	一〇〇個	五%	
昭和五〇年一月一日	一〇〇個	五%	
前条第二項第二号ロの物品	昭和四八年一月一日	二〇〇個	五%
昭和四九年一月一日	二〇〇個	五%	
昭和五〇年一月一日	二〇〇個	五%	
新別表第二種第一〇号に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号に掲げる物品に該当するもの	昭和五〇年一月一日	二〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、ラジオチューナー	昭和五〇年一月一日	二〇〇個	五%
新別表第二種第二〇号に掲げる物品で、旧別表第二種第二〇号に掲げる物品に該当するもの	昭和四九年一月一日	二〇〇個	五%

- 2 前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額の合計額をそれぞれその該当することとなつた日の属する月の翌月の一日から五月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。
- 3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定により製造場から移出されたものとみなされた日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 4 第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場にもどし入れられた場合（物品税法第二十八条第三項の廃棄がされた場合を含む。）において、当該物品の製造者（第一項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額は、同条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額にあわせて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。
- 5 第一項に規定する者が、政令で定めるところにより、その所持する物品が輸出する目的その

他政令で定める目的に充てるべきものであることにつき当該物品の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係る物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、当該物品の貯蔵場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

（第三種の物品に係る経過措置）

第十二条 昭和四十九年九月一日前に、その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる旧別表第三種第一八号に掲げる物品については、改正前の物品税法の規定及び附則第十五条の規定による改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十一年法律第七十五号）の規定は、なおその効力を有する。

（罰則に係る経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関税法の一部改正）

第十四条 関税法の一部を次のように改正する。

別表の附表簡易税率表第七号を同表第八号とし、同表第六号の品名欄(3)中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号を同表第六号とし、同表第四号中「第五号」を削り、「五〇%」を「四〇%」に改め、「第九三・〇四号の一」を削り、同号を同表第五号とし、同表第三号の次に次の一号を加える。

四 雑 統	五〇%	第九三・〇四号の一
-------	-----	-----------

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）
第十五条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「若しくは第三種」を削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第十六条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十八条の二第二項中「同項に規定する」を「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の移出に関する明細書及び」を削り、同条第五項中「第四十三条第六号」を「第四十三条第七号」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第十七条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
第十五条第二項第六号中「小売業者」を「販売業者」に改める。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案
アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、アフリカ開発基金（以下「基金」という。）に参加するために必要な措置を講じ、及びアフリカ開発基金を設立する協定（以下「協定」という。）の円滑な履行を確保することを目的とする。

（出資額）
第二条 政府は、基金に対し、協定第一条に規定する計算単位による千五百万計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

（国債による出資等）
第三条 政府は、前条の規定により基金に出資する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟

に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第三項から第七項まで（国債の発行条件、償還等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは、「アフリカ開発基金」と読み替えるものとする。

（寄託所の指定）

第四条 日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条（業務）の規定にかかわらず、協定第三十三条の規定による基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行なうものとする。

附 則

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「及びアジア開発銀行」を「アジア開発銀行及びアフリカ開発基金」に改める。

昭和四十八年二月二十八日印刷

昭和四十八年三月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局